

第四百十五回国会

参議院財政・金融委員会会議録第十二号

平成十一年四月二十日(火曜日)

午後二時四分開会

委員の異動

四月十五日

吉川 春子君

補欠選任 亮君

四月十九日

笠井 亮君

補欠選任 官本 岳志君

出席者は左のとおり。

委員理事

勝木 健司君

石渡 清元君

金田 勝年君

広中和歌子君

益田 洋介君

池田 幹幸君

委員

石川 弘君

岩井 國臣君

片山虎之助君

西田 吉宏君

林 芳正君

日出 英輔君

平田 耕一君

浅尾慶一郎君

伊藤 基隆君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

宮本 岳志君

三重野榮子君

星野 朋市君

菅川 健二君

国務大臣

郵政大臣

野田 聖子君

政府委員

金融監督庁長官

日野 正晴君

金融監督庁監督部長

乾 文男君

大蔵省理財局長

中川 雅治君

大蔵省金融企画局長

伏屋 和彦君

郵政大臣官房長

鍋倉 真一君

事務代理

濱田 弘二君

郵政省郵務局長

松井 浩君

郵政省貯金局長

足立盛二郎君

郵政省簡易保険局長

吉田 成官君

事務局側

常任委員会専門員

日本銀行総裁

速水 優君

参考人

本日会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(勝木健司君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、吉川春子君が委員を辞任され、その補欠として笠井亮君が選任されました。

また、昨十九日、笠井亮君が委員を辞任され、その補欠として宮本岳志君が選任されました。

○委員長(勝木健司君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案並びに簡易生命保険法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(勝木健司君) 郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案並びに簡易生命保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石渡清元君 提案になりました議題について、まず郵貯、簡保の全般的な見地からお伺いをいたします。

郵貯資金の自主運用につきましては、昭和六十二年の制度創設以来、運用対象の多様化等々さまざまな改善が図られてきたところでございますけれども、財政改革の一環として、二〇〇一年から郵貯の資金運用部への預託義務が廃止されることになりました。全額自主運用ということになったわけでございます。

この全額自主運用に向けた郵政大臣の御抱負、決意をまずお伺いいたします。

○国務大臣(野田聖子君) 平成十年六月十二日ですが、行政改革、財政改革の観点から、先生が今おっしゃったわけですが、郵貯貯金資金の預託義務を廃止して全額自主運用とすること等を

内容とする中央省庁等改革基本法が公布、施行されたところでございます。郵便貯金資金の預託の廃止と全額自主運用については、その責任の重大さを感じているところでございます。

全額自主運用後の郵貯資金の運用のあり方につきましては、平成十年九月から有識者にお集まりいただきまして、郵貯・簡保資金運用研究会を開催し、検討しているところでございます。

郵政省としては、この研究会の議論を踏まえて、また預金者利益の確保とか健全経営の確保という観点に留意をしつつ、全額自主運用の実施に向けて適切に対応してまいりたいと思っております。

○石渡清元君 金融自由化対策資金の運用の方針とか運用の計画、またこれには人材育成が非常に大事になってくると思うので、ございますけれども、そうした人材育成について郵政省はどういう取り組みをされているか、お伺いをします。

○政府委員(松井浩君) ただいま郵政大臣からお答えいただきましたとおり、全額自主運用後の郵便貯金資金の運用のあり方につきましては、現在、郵貯・簡保資金運用研究会において検討しているところでございます。

今のところまだこの研究会の意見がまとまっておりますわけではございませんが、郵政省といたしましては、基本的にはこれまでの郵貯、簡保におきまして長年の自主運用の実績と経験を踏まえまして、安全確実な資産を中心とした長期安定的な資金運用を行うことを基本的に考えておるところでございます。

具体的に申し上げますと、引き続き社会資本整備など公的な分野への長期資金を供給することと、それから日本版ビッグバンの進展によりましてこれから一層拡大いたします証券・金融市場で国債とか社債といった長期債を中心に有利運用を行うこととしております。

また、先生の言及されました人材育成でございますが、現在、金融ビッグバンの進展など資金運用を取り巻く環境の変化がございます。それから、将来の全額自主運用の実施に向けて、やはり倫理観に裏打ちされた専門的な知識や技能を持った職員を育成するよう取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、証券アナリスト養成のための通信講座の受講、部外講師による勉強会、講演会の開催、内外の大学等への留学、あるいは部内の研修所における資金運用の専門家のための訓練、こういったものを通じて資金運用業務に必要な知識、技能、ノウハウを持った人材の育成を図っているところでございます。

○石渡清元君 郵政省の場合、中央省庁再編に伴いまして、郵政事業庁を経て二〇〇三年から郵政公社、こういうことに相なるわけでございます。今までは郵政省だから何となく信用してと言うとあれですけども、貯金あるいは保険をやっておりますが、公社になるということでちよつと国民の抱くイメージというのがややあいまいになってくる、そんな感じがいたします。

そういう中でどういう責任体制を持って臨まれていくのか、その辺の公社化に伴う関係を国民にわかりやすいような表現でお答えいただければと思います。

○国務大臣(野田聖子君) 先ほど申し上げました中央省庁等改革基本法の中で、郵政事業につきましては、まず中央省庁再編時に総務省に郵政事業の企画立案及び管理を行う内部部局を置きます。そして、実施に関する機能を担う部門として、総務省外局である郵政事業庁を置くことになりました。さらにその二年後、実施部門の方である郵政事業庁、これが今までどおり国営、三事業一体、国家公務員としての身分を維持しつつ、独立採算制のもとで自律的かつ弾力的な経営を可能とする国営の新たな公社に移行するということになっております。

一番大事なことは、この基本法の中には、これ

により民間化等の見直しを行わないというふうにされているところであります。

これによりまして、国営事業たる郵政事業の最終的な責任というのは総務大臣が責任を持つこととなります。そして、今申し上げた実施部門の長である郵政事業庁の長官というべきでしょうか、及び国営の新たな公社の長は郵政事業の実施に関する責任を負うことになるわけです。そういう責任体制のもとで、郵政事業というのは、企画立案・管理部門と実施部門が一体的に経営されることとなるものと理解をされているところであります。

郵政事業に関する再編の取り組みにつきましては、現在、総務省設置法案、これは仮の名前ですが、及び郵政事業庁設置法案、同じくこれも仮ですが、の検討を行っています。国営の新たな公社の具体的な制度設計というのについては、郵政事業庁になってからの具体的な経験を踏まえて、そして二年間の移行準備期間において決定をするということになっていきます。

いずれにしても、郵政事業というのは国民生活に不可欠なサービスを提供するものでありまして、これまでどおり全国あまねく公平にサービスを提供するという国営事業の基本的な役割を維持発展させるという観点から検討をしてみたいと思います。

○石渡清元君 金融を取り巻く環境が随分変わってきておりますので、片や公社になる、そういう面でもちよつと不安があるかと思えますけれども、それでは金融ビッグバンの進展により郵貯あるいは簡保のあり方については何か変化があるのかどうか、基本的な考え方を伺います。

○政府委員(松井浩君) 御指摘のように、金融ビッグバンが我が国の金融市場の活性化を通じて利用者利便を向上させるものであると認識しております。今後ともそういった取り組みにつきましては積極的に推進されるべきものと考えておるところでございます。

しかしながら、金融ビッグバンの進展の中で、影の面として、これまでイギリスやアメリカでは

言われているわけですが、規制緩和に伴いまして民間金融機関が効率性を最優先するという過程の中で、金融サービスの提供に当たりまして、地域間格差や、それからお金持ちとそうでない方といった顧客間の格差が拡大するという懸念が指摘されているところでございます。

こうした中で、小口個人を念頭に置いて基礎的な金融サービスあるいは生活保障サービスというものを含めて、全国あまねく公平に提供する郵貯や簡保の役割というものはこれからますます大きくなるものと考えているところであります。今後とも私もといたしましては国民利用者の利便が一層向上するよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石渡清元君 それでは、郵貯・簡保資金運用法の改正について伺いをいたします。

郵政省は郵貯、簡保の新たな運用対象として追加される通貨オプションの運用解禁を平成六年度以来要求をしているようでございますけれども、この要求は大蔵省がだめだと今まで言い続けてきたわけでございます。今回、郵貯、簡保の運用対象に通貨オプションを加えることを認めた理由を大蔵省にお伺いいたします。

○政府委員(中川雅治君) 現在、郵貯・簡保資金の運用対象といたしまして、為替リスクの管理手段としては先物外国為替が認められているところでございます。

十一年度予算編成におきまして、郵政省からこれに加え通貨オプション取引を導入するよう要求がございまして、検討いたしました結果、為替変動リスクの回避手段を多様化し、為替変動リスクを的確に管理していくことが可能になると考えられたことから、通貨オプションにつきましても運用対象とすることとしたところでございます。

○石渡清元君 外国債の運用関係についてはまた後ほど伺いたしますが、簡保資金の運用の方針やら運用計画はどうなっているんでしょうか。

○政府委員(足立盛二郎君) 簡保積立金の運用に

つきましては、これは昔から郵政大臣が管理、運用しておることとあります。簡易生命保険の積立金の運用に関する法律というのがございまして、そこで確実有利かつ公共の利益になるように運用することによって簡易生命保険事業の経営を健全ならしめ、加入者利益の向上を図ることが目的であるということが明記されているところであります。

そこで、近年、資金運用を取り巻く環境は、先ほどお話ししましたように、金融ビッグバンの進展、また超低金利の継続等、非常に厳しいものがあるわけであります。今後の簡保資金の運用に当たりましては、考え方といたしまして、一つがポートフォリオ管理、リスク管理を一層充実強化して、確実有利な運用に努めるということとあります。二つ目といたしまして、社会資本整備等公的分野への長期の資金供給によって加入者の身近な分野で資金を活用するといったようなことが基本になるかというふうに考えております。

この方針に基づきまして、平成十一年度におきましては約十五兆六千億円の原資を予定しております。このうち四兆六千億円をいわゆる財投運用といたしまして政府関係機関、地方公共団体等に運用いたしました。残りの十一兆円を市場運用といたしまして国債、社債、外国債等の債券運用や簡易保険福祉事業団への寄託に充てることといたしておるところでございます。

○石渡清元君 今回の法改正は、郵貯・簡保資金の運用対象にいわゆるSPC法第二条第五項に規定する特定社債で政令で定めるものを加えるとしておりますけれども、特定社債を発行するSPC、特定目的会社の登録状況、あるいはSPC法に基づくABS市場を立ち上げるために郵貯・簡保資金による運用を行うのか、その辺のところを御説明ください。

○政府委員(松井浩君) 特定社債については、特定資産の流動化に関する法律、通称SPC法と言われている法律に基づきまして特定目的会社が設立されるわけでございますが、その特定目的会社

私どもがお断りしておる方が年間十二万件ござい
ます。その十二万件の中で、糖尿病、高血圧、そ
れから悪性新生物のこの三つの理由を足し合わせ
ますと約二〇％ぐらいに相当いたしますので、そ
ういったことなどから仮に一つの推計をいたしま
すと、年間三万件程度の販売が見込まれるのでは
ないか。そして、一件当たりの保険金額を三百万
円といたしますと、年間五十億円の増収が見
込まれるという一つの試算をしておるところで
ございます。

○石渡清元君 考え方はいいんですけども、一
病息災保険というのは民間の生保会社でもやって
いるんですね。同じような名前をつけるのは、官
は民の補完ですから、その辺でどうかと思うん
です。

○政府委員(定立盛二郎君) 具体的に商品の名前
をどうするかということにつきましては、これか
ら私ども検討をしてみたいと思っております。

今、仮に一病息災保険と申し上げましたのは、
郵政省でのいろんな調査研究会などで、一病息災
の時代と言われる時代にふさわしい商品を開発し
たらどうかということを提言いただきまして、そ
れに基づきまして今回の商品をつくったというこ
とであります。現段階ではあくまで仮称でありま
すので、いずれ正式な名前等につきましても考え
たいというふうに思っております。

○伊藤基雄君 民主党・新緑風会の伊藤でござい
ます。

提案されている法案に対する直接的な質問に入
る前に、基本的な問題について郵政大臣の見解を
お聞きしておきたいと思ひます。後々のためにと
いうこともありますが、現下の財投、郵貯、
簡保関係の基本的な問題でございします。

きょうは通信記念日でこういう開催になりました
けれども、通信記念日をまず御祝申上げま
す。

さて、民間金融機関においても、近年、金融・
資本市場の自由化によって内外市場を資金が自由

に移動するとともに、大企業を中心に資金調達手
段が多様化し、同時に都市銀行を中心とした普通
銀行と協同組織金融機関、地域金融機関、専門金
融機関などと言われるその他の金融機関との間で
業態間の差異が縮小して同質化しているというふ
うに考えられております。

しかし、直接金融を担う資本市場については、
発行主体が限られ、貸し出し形態に頼らざるを得
ない中小企業のような経済主体も存在するわけで
ございます。また、間接金融で仲介者たる普通銀
行、さらには協同組織金融機関があるとしても、
市場が不完全で失敗があるような場合は公的金融
システムが必要となるんじゃないかというふうに
思います。一昨年以来の貸し渋りの状況に対して
政府系金融機関が一定の役割を果たしたというの
はその一つの証左ではなからうかというふうに私
は思っています。

ですから、民間金融機関と公的金融機関が異な
る行動基準を持つことによつて経済全体は効率的
になる可能性があるのではないかとというふうに考
えます。民間金融機関の場合は当然にして短期的
かつプロジェクトごとの採算を重視するのに対し
て、財政投融資、公的金融システムは、長期、固
定、低利の資金を供給し今後の高齢化、高度情報
化社会に対して社会資本の整備を進める一方で、
一般会計と比較して国民負担を増大させないで、
コスト意識、採算意識を持たすことによつてより
効率的に行うことができると考えます。

一方で、財政投融資は、環境変化にもかかわらず、
政策として不必要となつた分野、有償資金に
ふさわしくない分野などに使われて、その結果、
政府部門の拡大、非効率をもたらしているのでは
ないか、それは将来の租税負担増加となるのでは
ないかなどの現状に対する批判があります。

財政投融資の中には、重複機能の機関、既に目的
を達成し、使命を終えた機関が存在すると思は
れ、整理統合の必要があるし、市場化可能機関につ
いては民営化が望ましいし、政府系金融機関につ
いては直接融資を行うよりも民間金融機関に対する

利子補給、信用補完といった他の代替的手段を利
用することもできるという議論がかなり有力に展
開されておるわけであります。私も現実に即し
ているんじゃないかと思ひます。

しかし、私は、財政投融資、公的金融システム
は今後においても社会的に必要な役割を果たす
というふうに考えています。しかし、それには財政
投融資、金融システムの改革が前提でありまして、
それがなければ公的金融システムは要請される社
会システムの形成に役割を果たすことができなく
なるといふふうに考えます。今が正念場ではない
かというふうに思っております。

そこで、郵政大臣にお聞きするわけですが、そ
れとの関係において、郵貯・簡保事業の大枠の展
望についてまず伺いたい。さらには、今後におけ
る財政投融資、公的金融の社会的、経済的な位置
と役割についてどのように考えられているか。郵
政省の立場から、公的金融における国民へのサー
ビス提供のあり方、個人金融資産を保護するため
の責任のあり方、あるいは財政投融資の健全性の確立に
向けた経営の基本姿勢について、自主運用の世界
に入るわけでありまして、大臣の考え方をこの
際お聞きしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(野田聖子君) 郵便貯金、簡易生命保
険のこれからのあり方ということでございます。す
れども、私としますれば、これまでどおり引き続
き国営事業としての役割、つまり小口の個人を対
象とし、貯金とか送金決済など日常生活に不可欠
である基礎的な金融サービス、そして簡易に利用で
きる基礎的な生活保障サービスを全国あまねく公
平に国民利用者に提供するという役割を果たして
まいりたいと思ひます。

財政投融資については、郵貯、簡保が資金供給を
行つています。財政投融資については、その基本的
役割というのは引き続き残ると言われているもの
の、先生が今御指摘になりました問題点を含めて、
対象分野、事業、機関の見直しなど、まさに改革
が求められているところでありまして、特に資金の
調達につきましては、必要な資金を能動的に調達

する仕組みに改めるべきとされておりました。市
場において例えば財政債とか財政機関債を発行す
ることとされておるところです。

このように、財政投融資については、財政債、財
投機関債などの導入によりましてその透明性が高
まるとともに、これまで以上に市場メカニズムと
いうものの調和を図ることができるとは思ひませ
んかと思ひます。

郵便貯金資金につきましては、先ほども申し上
げたとおり、今後、資金運用部への預託義務が廃
止され、そして全額自主運用することになってい
ます。郵貯資金、簡保資金ともに引き続き社会資
本整備等公的分野へ長期資金を供給するととも
に、今まで論じられていた日本版ビッグバンの進
展によりまして拡大する証券とか金融の市場で国
債とか社債の長期債を中心に有利運用を行うこと
に思ひます。

いずれにしても、このようにして健全経営
を維持して、まさに国営事業としての役割を果た
してまいりたいと思ひます。

○伊藤基雄君 後にもちょっと聞きますけれど
も、今の大臣答弁からすれば、財政債、財政機関
債をこれから全額預託と同じ思想で購入すると
したら、問題をさらに引きずつていくんじゃない
かということ懸念しております。ですから、そ
の点について問題は提起しておかなきゃならない
というふうに私は思ひます。

さて、財政の出口である財政機関と政府系金融
機関の改革が進んでいけば、財政の規模は相対的
に縮小するのではないかとこのように考えられま
す。この場合、その入り口になつてくる郵貯資金
の運用をどうするかということが課題になりま
す。国会答弁等では言われているような状況で果た
して乗り切れるかどうかという疑問がどうしても
出てくるわけでありまして。

財政投融資は二〇〇一年を目前に郵便貯金及び
年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止さ
れ、全額自主運用となる。特殊法人等の財政機関
は、財政投融資特別会計、仮称であります。従

来の資金運用部に当たるものが発行する財投債や各機関ごとに発行する財投債を通じて資金調達することになる。こういうことは、一つには、自主運用といつても、政府の政策として必要な場合には資金の一定の範囲内で財投への資金供給について協力できるようにしてあるということではないか。また、資金運用の基本は、信用リスクを回避するために、運用範囲を原則として先ほど言った財投債など元本保証が確実なものを中心として運用することである。そういう意味では非常に限定的ではなからうかと私は思うわけだ。

すなわち、入り口、出口双方を勘案した政策判断で全額預託義務廃止、自主運用というふうになつていくんじゃないかというふうに思っています。

その場合、郵貯の支払い利率は運用利回りに見合う範囲という条件のみで設定されるのか。運用利回りが見合う範囲であっても、預金者に可能な限り有利な利回りが提供できるようにする手段はどのように考えているのか。あるいは、市場との関連で、公的セクターとしての一定の限界はあると思うけれども、純粋な自主運用部門など他の運用領域への拡大展開、さらには先ほど石渡委員が質問しておりましたように、運用機能の確実性を高めるための人材育成、導入などのシステムの強化を目指すとするのか。将来の展望についてお伺いしたい。

私もずっと郵政事業に関係し、労働組合の委員長でしたから、ずっと横で見えていました。さまざまな提起もしました。その郵政事業を改革した人たちがすべて今卒業してしまつた。そこにいらつしやる局長さん方は私より大変若くて、当時第一線で郵政事業改革をした人たちが育てた世代であります。さらにその若い世代がいる。その人たちがこれからの最大の難関に立ち向かうわけなんです。役人の発想でできるはずのものではないんです。先ほど人材育成について貯金局長から答弁がありましたけれども、そういうことだけでやり切れる

のかどうかというふうにも思います。人材の導入ということも必要なんじゃないかというふうに思いますが、その点について郵政大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(野田聖子君) まず、郵便貯金の運用利回りが見合う範囲という条件のみで設定されるかどうか、支払い利率のことについて答弁申し上げます。

郵便貯金の金利というのは、先生御承知のとおり、郵便貯金法によりまして、市場金利を勘案し、預金者利益を確保するとともに、民間預貯金金利に配慮して決定しているところであります。しかしながら、独立採算の事業であることから、健全経営の観点にも配慮して金利設定は行われてきたところであります。これから財投改革、また金融ビッグバンの進展の中で、郵便貯金金利の決定に当たりましては、事業経営の健全性を確保しつつ預金者利益の増進に努めていくことが一層重要になると考えております。

人材育成につきましては、先ほど松井局長の方から具体的なことを申し上げたところでございますけれども、金融ビッグバンの進展など資金運用を取り巻く環境の変化と将来の全額自主運用の実施に向けて、やはり倫理観に裏打ちされた専門的な知識や技能を持った職員を養成するように取り組んでいくところでございます。これから二〇〇一年に想定されている預託の廃止、全額自主運用に向けまして、運用体制の一層の整備充実を図るとともに、職員の育成を積極的に行つてまいりたいと思つております。

また、先ほど全額自主運用の話が出ましたけれども、今まで自主運用という形があるわけですが、やはり一番大切なことは預金者、加入者の利益の確保と、あわせて事業の健全な経営の確保というところで運用させていたでございまして、そのことを特に留意しつつ対応していきたいと思つております。

○伊藤基雄君 次に、運用に対する責任の問題について確認をしておきたいと思つております。

平成九年十一月に出されました資金運用審議会懇談会とりまとめで「財政投融資の抜本的改革について」という文書がございまして、その中で、自主運用のあり方として、

郵便貯金及び年金積立金の自主運用については、結果として納税者の負担となるような仕組みは是認できるものではなく、郵便貯金及び年金積立金が公的資金である限り、運用責任の所在を明確にすることに加え、安全・確実な運用を基本とすべきである。

また、自主運用に際しては、民間金融市場に与える影響にも十分な配慮を行い、市場原理に則した運用とすることが不可欠である。

仮に郵便貯金等の公的資金が特殊法人等へ市場を通さない形で資金供給を行うこととなれば、それは第二、第三の財政投融資を新たに作り出すことにはかならないものであり、そういったことがあつてはならない。

郵便貯金の自主運用については、運用の失敗が結果としての国民負担につながるものではないよう、独立採算の事業である郵便貯金事業の責任において対応する仕組みが必要である。

と、いわば無理難題みたいな大変難しいことを注文されているわけだ。こういうことになると、文書されているわけだ。こういうことになると、民間企業は全部こうでありまして、こういう状況下でやっただけでもみんな失敗したというのか、ほとんどが失敗したという現実を今我々は目の前にしているわけだ。私はこういう考え方は当然だというふうに思っています。

そこで、ここでは運用上の責任のあり方についてお聞きします。

財政資金が自主運用となつた場合、民法六百四十四条の規定によつて、受任者、すなわち郵政省、大蔵省、政府系金融機関などに受任者としての委任事務を処理する義務、すなわち注意義務、忠実義務を負ふことになるが、どうでしょう。

アメリカではERISA法の四百四条でブルーデントマン・ルールが定められております。そし

て、この条文に基づき、労働省ガイドラインが分散投資義務等詳細を定めております。すなわち、受託者は、同じ能力を持ち、そのような問題に精通している慎重な人間が同じ性格と同じ目的を持つ資産の管理において、直面している状況下で用いるであろう注意、技術、慎重さ及び勤勉さを持つ義務を果たすべきだ。これは金融機関のトップにせよ教えていただきたい。大蔵省には、

日本でも、厚生年金保険法百三十六条の三で、基金理事に基金資産について安全かつ効率的な運用が求められております。「年金給付等積立金は、政令の定めるところにより、安全かつ効率的に運用しなければならない」。また、厚生年金基金令三十九条の四では分散投資義務が定められております。さらに、厚生省からは受託者責任ガイドラインが九七年三月に出されて、厚生年金基金連合会からは受託者責任事例集が九八年三月に出されておられまして、ブルーデントマン・ルールの定着に努めております。

このたび、郵便貯金の自主運用が発行されるわけですが、運用責任について郵便貯金法あるいは別の法律によつて明確に規定して、責任の所在をあらかじめ明らかにしておく必要があると考えますが、どうですか。

○国務大臣(野田聖子君) まず、郵便貯金につきましては、先生御承知のとおり、日常の払い戻し等に必要な資金を除きまして全額資金運用部に預託することとされております。その一部については、昭和六十二年から資金運用部から再び借り入れするという形でこれを金融自由化対策資金として自主運用を行つております。

そもそも郵便貯金というのは預金者から負託された資金という性格を有しているもので、預金者の皆様の信頼にこたえるべく、預金者の利益の確保、そして事業の健全な経営の確保という観点から、安全確実な運用を行うべきものと理解しています。こうした考え方というものはこれから郵貯が全額自主運用となつても変わることはありません。引き続き、預金者利益の確保、事業の健全な経営の確保

の観点から安全確実な運用を行い、預金者の信頼にこたえていきたいと考えています。

なお、資金運用を担当する個々の職員に責任については、国家公務員に課せられる「公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という義務により担保されているものと私は考えています。

それで、今後の責任の所在ということでございますが、全額自主運用後の郵貯資金の運用のあり方については、先ほど申し上げましたように、平成十年九月から有識者に行っていたところであります。郵貯・簡保資金運用研究会を開催し、検討していただいているところであります。

御指摘のその責任につきまして研究会においてまさに検討していただいているところであります。私どもとしても研究会の議論を踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

○伊藤基雄君 責任の問題は、今まではいわば絶対大丈夫と言われるシステムの中で郵貯は運用されてきた。だから大丈夫だったんだと。しかし、一部自主運用の中で大変危険な状況下で運用しなされる場面を経験していますね。郵政省は、例えば、日本道路公団が赤字を出してけしからぬと言われども、それは高速道路をつくる仕組みについて知らないからそういうことを言っているんで、道路公団がつくろうと思つてつくっているんじゃない。運輸審議会が運輸省が知らないけれども、そつちからつくれという命令があつてつくっているわけですか。つくれという命令を受けてやっている者に経営責任があると言つたて無理な話なんです。しかし、財投機関の改革が行われれば、自分で経営判断してどこへ通すかということをしなくちゃならない。

北東公庫が苦東に融資して失敗してけしからぬと言われども、北東公庫が苦東に融資するといふ判断をしたんじゃないんです。政治的判断によつてさせられてきた。しかし、これが改革されてくれば今度は自分の経営判断でやるということ

です。

郵政省も、自主運用になれば自分の経営判断によつて財投債を買うか財投機関債を買うかということなんです。社債を買うかという判断なんです。そのときにだれがどういふ責任をとるかということとを明らかにする必要があります。その責任をとなないような者はやつてはいけないというぐらひのことになつてくると思ふんです。しかし、それは全部無責任時代みたいな世の中ですから、どんな高額な退職金なんかもらつていますけれども、あつちこつちで。しかし、そういうことを厳格にやるべきだと私は思ふわけです。これはまた後々も郵政省に聞いていかなくちやならないと思つています。

次に、郵政当局にお伺ひします。

郵貯が今後取り扱う商品が簡易、確実、あまねく公平、ローリスク・ローリターンを旨とする商品の範囲に限定されて、郵貯利率も公的債券の運用利回りの範囲内とする水準であるとすれば、民間金融機関に対する国民の信頼が回復することが前提ですけれども、金融ビッグバンが進展して民間金融機関の多様な金融商品が開発、発売されれば、郵貯の相対的な魅力は低下することになるだろうというふうにも思つています。また、新たな投資信託などの開発によつて、個人の金融資産の保有状況にも変化があらわれるだろうというふうにも考えられております。

現在、日本の個人金融資産に占める預貯金の割合は五五・七％である、ちよつと古いかもしれませんが、これに対して、多様な商品が開発されているアメリカでは預貯金は一六・一％にすぎません。長期的に見れば、アメリカほどではないにしても、日本の場合も預貯金から投資信託など多様な金融商品へのシフトが進むだろうというふうにも思われます。このような全体的な金融資産運用の変化のトレンドを考えれば、預貯金に占める郵貯と民間金融機関のシェアの比較といった論議は意味をなさなくなるというふうにも思ひます。

郵貯の個人金融資産全体に占めるシェアは今後

どのように推移するものと考えているのか、郵政省のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。簡単にお願いします。

○政府委員(松井浩君) 我が国の個人金融資産の保有状況を見ますと、先生御指摘のように、主要先進国に比べまして預貯金の占める比率が非常に高いということでございます。

郵便貯金のシェアを見る場合には、やはり個人預貯金に占めるシェアではなくて、債券とか株式とか保険とかそういったものを含めた個人金融資産全体に占めるシェアを見るのが適当であろうかと思つておりますが、そういった観点で見ますと、近年ずっと二割程度で、郵貯のシェアというのは非常に安定的に推移しております。

今後、ビッグバン等の進展の中で、民間の投資信託等魅力ある商品がどんどん出てくるという中でどうかというお話だと思ひますが、御指摘のようにほとんど金融商品の多様化が進展いたしますれば、郵貯のシェアが伸びるという可能性は低いのではないかとこのように考えております。

○伊藤基雄君 適正規模というのはどの辺にあるか。能力との関係で、または公的セクターのやるべき役割との関係でおのずから決まるのではないかと思います。そういうのも市場が決めるというのかもしれないけれども、それはまた研究課題になると思ひます。

さて、次に、郵貯の資金運用能力についてお聞かせいただきたいと思ひます。

役人に何が出来るかといううような感じがずっと流れておるわけですが、私は必ずしもそう思つていないんです。

一九九七年十月七日の「エコノミスト」において、宮城大学事業構想学部助教授の糸瀬茂さんが次のように述べております。糸瀬さんは大学の先生になる前、第一勧銀、ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社、ドイツ銀行証券会社に勤務した経歴を持つていらっしゃる方でございますが、このように

八七年の自主運用解禁以来一〇年近く、郵貯の

自主運用のありようを、外資系証券のセールスマンという立場からこの目で見てきた経験からいって、郵貯(および簡保)の自主運用能力は十分に高く、民間生保のほとんど、そして長信銀・信託の一部よりも確実に上のレベルにある。

自主運用に携わる要員の資質の高さにも理由はありますが、そのほかに自主運用のレベルを高めてきた構造的要因が二つある。

第一は、自主運用における調達コストが民間より高いという点である。郵貯の自主運用(九六年度末残高四〇兆円)は、いったん資金運用部に預託した資金を、預託金利と同レート(本来の調達コストよりも高い金利)で借り入れ、それを原資としている。この仕組み自体についての議論はともかく、「市場実勢よりも高い調達コスト」というハンディを背負つて運用してきた結果、彼らの運用能力は民間を凌ぐものとなつてきている。

第二に、郵貯の情報収集力はきわめて高い。ただし、これは郵貯自らが情報収集を行うための優れたハード、ソフトのシステムを有していると言つていいのではない。外資系証券などのセールスマンが、重要な情報を得た場合、それが市場動向に関するものであれば、商品に関するものであれば、それをもつて先に提供するのには潤沢な運用資金を有する大口の機関投資家である。そしてこの大口の機関投資家の筆頭は郵貯であり、簡保である。これは民営化後も変わらない。

さらに郵貯には、運用において民間よりも決定的に有利な面がある。それは取引先企業との間で、株式持ち合いによるしがらみが一切ないという点である。民間金融機関が長年の株式持ち合いのしがらみゆえに、伝統的融資業務から脱却することができず、市場関連業務に十分な資源投入が果たせないのを尻目に、こうしたしがらみのない郵貯は、市場関連取引のノウハウを十分に積み重ねてきている。

郵貯が徹底的にたたかたときに出了た論文であ

ります。初めてこういう民間からの評価というものを私は目にしまして、この論文を大事にとつておいたのです。

さて、郵貯、簡保の資金運用能力はどうなんだろう。石渡先生の質問にもありましたけれども、この辺について具体的数字で特徴的な点を挙げていた方がいいように思います。

○政府委員(松井浩君) 先生御指摘の郵貯の自主運用資金であります金融自由化対策資金は平成九年度末で約四十六兆円でございます。

この運用の成果でございますが、先ほど来申し上げておりますように、これまで国債とか地方債といった債券を中心に確実な運用を心がけてきたつもりでございますが、端的に申し上げますと、平成九年度の運用利回りは四・五八％でございます。

これはどういう観点で申し上げられるかということでございますが、昭和六十二年の自主運用の開始以来、各年度ともずっと黒字を続けておりまして、六十二年から平成九年度までの十一年間で、累計で資金運用部に預託した場合に比べて三千三百六十七億円上回る運用収益を確保しております。財政に預けるよりも三千三百六十七億円大きな運用収益を得ております。

また、民間の全国銀行との比較で申し上げますと、平成九年度では全国銀行の運用利回りは二・五％でありまして、郵貯の自主運用の方が運用利回りが二・〇七％高いという状況になっております。郵貯の方が民間の銀行よりも運用利回りが高いというのは、過去六年間連続してずっとそうなっております。

まず郵貯について申し上げた次第でございます。○政府委員(足立盛二郎君) 続きまして、簡易保険の運用につきましてお話し申し上げたいと思っております。

簡易保険につきましても、平成九年度の運用利回りは四・〇二％でございます。運用収入は四兆二千億ほどでございますが、前年度に引き続きま

して四％台を維持することができたと思っております。

なお、民間生保との比較で言いますと、平成九年度は民間生保の運用利回りは二・四八％で、簡保の方が一・五四％上回っております。過去七年間簡保の方が上回っておりますのであります。

○伊藤基雄君 次の質問に移ります。

金融監督庁長官に生保の状況について伺います。

生命保険各社は九九年三月末決算において厳しい状況が予測されております。九八年九月末時点では、個人保険、個人年金の保有契約高、新規契約高はほとんどが前年同期比マイナスでありまして、株式含み損等を抱え厳しい決算を迫られていたというふうに言われております。生保各社の今年度の進捗の合計は一兆五千億円と予想され、株式の評価法については九七年度決算で協榮、千代田、第百、東京の四社が低価格法から原価法に切りかえました。今年度は大手でもその流れが顕在化しております。

生保業界の現状についての説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。

本年三ヶ月の決算につきましては、現在、生命保険会社各社におきまして決算の取りまとめを行っておりますので、私どももいたしまして現在その決算内容についてお答えできるような状況には至っておりません。

しかし、一般論として申し上げますと、生命保険会社の経営状況につきましては、近年、低金利といった経済環境のもとで、各社におきましてさまざまな経営の効率化の促進あるいは自己資本の充実、資産構成の組みかえなどに鋭意努めているところというふうに承知しております。

いずれにいたしましても、金融監督庁といたしましては、今後とも生命保険会社に対し一層の経営の効率化、自己資本の充実等を期待いたしますとともに、今後の金融・経済情勢を注視し

ながら適切に対応してまいりたいというふうに存じておるところでございます。

○伊藤基雄君 引き続き、金融監督庁長官にお尋ねします。

本年四月一日から生保に対して早期是正措置制度が導入されます。その内容として、ソルベンシー・マージン比率を基準にして三つの区分ごとの措置命令が規定されております。この方針に概ね生保業界は一月二十二日の協理理事会で、金融監督庁幹部から、資産時価評価の結果、債務超過になつてもそのことだけで直ちに業務命令を発することはないという確認をとつたというふうに言われております。

これは実質債務超過の状況が業界全体にあると見なければならぬのかどうか。その状況にあるのではないかとこの疑いを私は持つていたわけ

で、その点についての説明をいただきたい。また、これに関連して、大蔵省にお聞きします。万一破綻会社が出た場合、保険契約者保護機構が機能することとなると思っておりますが、破綻の規模によつては機構の財源そのものが破綻する。金融システム改革法の附則九十一條において、「政府は、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする」と定めておりますけれども、これは公的資金の導入を意味するののか、あるいは他の方法が考えられているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○政府委員(日野正晴君) 昨年六月に成立いたしました金融システム改革法に基づきまして、この四月から保険会社につきましてもいわゆる早期是正措置が導入されたところでございます。その詳細につきましては、総理府令、大蔵省令が本年一月十三日に公布されております。

先ほど御指摘がございました一月二十二日の会合でございますけれども、金融監督庁では、ほかの業態もそうでございますが、生保協会とも定期的に意見交換会を開催しております。一月の会合におきましては、一月十三日にこの早期是正措置に関する総理府令、大蔵省令が公布されたばかりでございまして、その詳細に関する府省令の内容については説明をいたしました。その際、先ほどお話しがございました生保協会からの質問が出されたものでございます。

その質問は第三区分の命令に関するものでございまして、第三区分は保険業法施行規則の第八十八條の二に規定されておりますが、早期是正措置制度におきましては、第三区分の命令の発動に当たりましては、府省令上はソルベンシー・マージン比率だけでなく有価証券の含み損益等を反映した資産と負債の額の差をも考慮することとされております。

そこで、この発動に当たりましては、保険契約者等の保護の観点から、何ら問題がなく業務を営んでいる保険会社につきましては、通常の貸借対照表を前提として資産超過である場合には、仮に有価証券の含み損益等を反映した資産の額と負債の額の差がマイナスとなつても、そのことだけで直ちに業務停止命令を発出することはない、個別事業に即して実態的に判断していくということとしていたわけでございます。これは先ほど申し上げましたこの規則の八十八條の二の第三項に規定されているところでございます。生保協会からの質問に対しまして、今申し上げました制度の仕組みや考え方について回答したところでございます。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。保険会社の破綻処理につきましては、保険業に対する信頼性の維持を図るために保険業界の負担により行われることが原則でございます。保険契約者保護機構においては、生命保険につきましては四千万円、損害保険については五百億円を積み立てることとしております。

しかしながら、先生が言われましたような、仮に大規模な破綻とか連鎖的な破綻というような異例の事態が発生いたしましたら、保険会社の負担能力あるいは機構の利用可能な資金状況が著しく悪化してしまつたような場合には、制度の見直し等必要な措置を検討されることになるわけでございます。

具体的には、保険業法第三百十一條の二の金融再生委員会から大蔵大臣への協議規定とか、先ほど先生が御指摘になりました金融システム改革法附則第九十一條の検討事項に基づきまして、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置が検討されることとなります。

そこで、必要な措置の内容についてでございますけれども、これは昨年の法案審議の際にも答弁させていただきましたところでございますが、実際に措置を講ずる時点で内容判断すべきものであると考えます。例えば借入金限度額とか負担金の見直し、それから補償限度とか補償対象契約の見直し、ひいては公的な支援など、制度自体の見直しを含みますあらゆる措置が検討の対象となると考えております。

○伊藤基雄君 それでは、直接法案にかかわる質問に入りたいと思いますが、用意した質問、例えば自由化対策資金の運用状況については石渡委員とのやりとり、また私の答弁の中でも答えられましたし、通貨オプションの概要とか外国債運用の実績、評価についても先ほどの質疑の中でございましたので、これはもうこれでいいというふうに思っています。

そこで、郵貯、簡保が運用対象とする資産担保証券等の具体的な実像といましようか、そういったものはいまのところイメージして描かれるのか、また今回の運用対象の拡大に入れられた理由と意義について当局の考え方を聞かせただきたいと思います。

○政府委員(松井浩君) このたびお諮りしております法案でございますが、不動産あるいは指名金銭債権等を裏づけとして、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に基づいて、多数の投資家向けに発行される特定社債を運用対象に追加させていただくべくお願い申し上げております。

今回の運用対象の拡大に資産担保証券を入れることとしたしたのは、資産担保証券を郵貯・

簡保資金の運用の範囲に追加いたしましたので、運用対象を多様化するということによりまして一層安全、確実かつ有利な運用を可能としようとするものでございます。

先ほどもちょっと申し上げましたように、最近の動向の中で、特にSPC法が施行されました九月以降、こうした分野での証券の発行の動きが大変大きな動きになっておるというふうな考えでおります。また、アメリカにおいてはそのマーケットが四十兆と、住宅ローンとか自動車ローンとか不動産、そういったものを裏づけとした大きな市場が発達しております。日本もこれからでございますが、その中で預金者、加入者のための資金運用の対象として加えていきたいというふうに考えております。

○伊藤基雄君 私も特定社債の運用基準とか、例えば担保資産の安全性について聞く予定でありましたが、これも先ほどの質疑に出ておりますので省きまして、大蔵省にこの問題に関して伺います。

平成十年四月二十四日に出された総合経済対策において、「資産担保証券(ABS)の流通市場整備のため、不動産インデックスを始めとする不動産の情報化及び不動産情報のディスクロージャーの拡充を推進する。また、郵貯・簡保資金による資産担保証券(ABS)への運用について、平成十一年度に向けて検討する。」とあるように、郵貯・簡保資金の運用対象に資産担保証券を加えることを検討する旨が盛り込まれております。

今回の法改正による郵貯、簡保の運用対象としての追加は、郵貯、簡保の自主運用という郵政省側からの必要もあると思いますが、それ以上にABS市場の立ち上げのために郵貯、簡保の導入が必要とされているという見方がないわけでもありません。

そこで、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律とABS市場の立ち上げ、それらと郵貯、簡保の運用との関係について、またABS市場を今後どのように育てようというのか、この

点、大蔵省の見解を聞きたいというふうに思っています。

○政府委員(中川雅治君) ただいま先生御指摘になりましたように、平成十年四月二十四日の経済対策閣僚会議で決まりました総合経済対策におきまして、不動産投資情報の整備拡充等による資産担保証券の市場整備ということが挙げられているわけでございます。

一方、ただいま郵政省の方からお答えがありましたように、郵貯・簡保資金の運用対象としたしまして十一年度予算編成において郵政省から資産担保証券を加えるように要求があったわけでございます。この郵政省の要求の趣旨は、今お答えがありましたように、郵貯、簡保の安全、確実、有利な資産運用という見地からの御要求だというふうな考えでおるわけでございまして、そうした見地を踏まえて、今般こうしたABS、資産担保証券を運用対象とすることとしたところでございまして、この資産担保証券の運用につきまして、郵貯・簡保資金にその対象として加えたことにつきましては、あくまで郵貯・簡保資金の運用の観点から行われるものでございまして、結果的に市場の活性化に一定の効果があるのではないかと、このことを期待しているところでございます。

○政府委員(伏屋和彦君) 先生の御質問の後段の資産担保証券、いわゆるABS市場の育成についてお答えさせていただきます。

債権や不動産といった資産の証券化が進展していくためには、資産担保証券、いわゆるABS市場の発展が重要であると考えております。このため、昨年四月の総合経済対策とか六月の金融再生トータルプランでは、この市場の環境整備を図る観点から、一つは不動産に係るディスクロージャーの充実、いま一つは店頭市場における基準値が盛り込まれており、一方、九月には債権等の資産の証券化促進を目的といたします御指摘の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律、

いわゆるSPC法も施行されたところでございます。

今後これらの措置が着実に効果を発揮することによりまして、資産担保証券市場、いわゆるABS市場がさらに発展していくことを期待しているところでございます。

○伊藤基雄君 次に、簡保に対する質問に入りますが、時間がありませんのでまとめてお聞かせいただきたいと思います。

このたびの病息災保険というのは久しぶりのヒット商品になるんじゃないかというふうに私は思っています。質は違いますが、郵貯における国際ポランテア貯金に匹敵するものではないかというふうに評価をしております。これらどのように検討され準備されてきたか、簡潔に話したいと思います。

さらに、一病息災保険の問題点であります。一病息災の病とは糖尿病とか高血圧症などのいわゆる慢性疾患であるというふうに思いますが、これらを原因とする合併症によって死亡原因が発生する、そのとき、保険金支払いの条件として、二年経過前、三年経過前、三年経過後とそれぞれ措置されて規定されるわけですが、一病である慢性疾患と直接関係のない原因で死亡した場合、あらかじめこのような制限規定を定めておけば個別契約上の問題は起こらないであろう。しかし、保険者と被保険者の信頼関係という面から見たときに、死亡原因と告知された慢性疾患との関連をあらかじめ分類したり明確化することの難しさは私らもわかりますけれども、明らかに関係のない原因で三年以内に死亡するケースも想定されるので、社会的な立場という公的立場というか、それは民間生保も同じだと思うんですが、そういうことが想定されるにもかかわらず、何でもかんでも五〇%、八〇%というふうに規定しているのは少し問題があるのではないかと。この点についての議論検討、また将来の改革とか、そういう問題についてはどのように考えているか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(足立盛二郎君) 今回お願いをしてお

ります簡易生命保険法の改正でございますが、この一病息災保険、仮の名前でありますけれども、これは平成七年に設置されました郵政大臣の諮問機関でありますKampo二十一世紀ビジョン懇談会から最初に提言があったものであります。この懇談会の中で、一病息災時代に対応する商品として軽度の疾病に罹患している人を対象とした商品を提供すべきではないかということでございました。

これを受けまして、平成八年、九年の二年間にわたりまして、大学の先生方を中心といたします専門の調査研究会を設置いたしまして検討を重ね、成案を得たところでございます。

またこの間、平成九年度及び十年度には全国四千世帯を対象に二一調査をいたしました。その結果、約九割の方がこのような新タイプの保険の必要性というものを認識しておるということが明らかになったところであります。また、この二一調査ですと、約四割の方がすぐにも入りたいといったような意向を表明されておったわけであり

ます。

以上のとおり、三年間にわたりまして検討を行いまして、今回法案を提出することとしたところでございます。

なお、伊藤先生から御指摘のありました加入後二年以内あるいは三年以内に死亡した者に対しまして保険金を減額しておることと病気の関係であります。疾病による死亡保険金額につきましては原因にかかわらず同額といたしましたのは、現在考えております慢性疾患といえますのは、それを原因として他のさまざまな疾病を招来、発症することが多いわけでございます。したがって、被保険者が直接の死亡原因となった疾病と最初の慢性疾患との因果関係の有無の立証が難しいということでもあります。また、仮に因果関係の有無を明らかにしようとしたとしますと、判定に相当の日数を要しまして保険金の支払いがおくられたりコストが増大するなど、ひいては加入者に御迷惑をか

けることにつながるのではないかとということから、今回一律に取り扱うことが適当と考えたものであります。

しかしながら、先生の御指摘のように、慢性疾患で死亡した場合と慢性疾患とは明らかに関係のない疾病によつて死亡した場合とは死亡保険金額を異なる額としてどうかということにつきましまして、商品設計として理論上可能であります。広く国民に対して簡易な手続により保障サービスを提供するという簡易保険のあり方を考えますと、今後の検討課題というふうにごさせていた

○伊藤基隆君 終わります。

○益田洋介君 日銀総裁、御苦勞さまでござい

ます。

昨日、春の全国支店長会議が持たれたわけでございます。その中で、焦眉的となつております個人消費及び民間設備投資に關してどのような議論がなされたか。また、総裁としての今後の見通しについてまずお聞かせ願いたいと思ひます。

○参考人(遠水優君) 各地の支店長方からは、景気は全般に下げてどまりの情勢にあるという報告が多かつたと思ひます。これには公共投資の発注が増加していることとか住宅投資が持ち直しているといったことが寄与しており、そういった地方でかなりよくなつていっていることが目立ちました。その一方で、個人消費は全体に盛り上がりはまだ欠けているということで、また企業の方での設備投資も大企業を中心に減少しているようでございます。さらに、雇用・所得環境、これらもまだ悪化が続いているということでございます。

このように、会議では明るい材料、暗い材料の双方が報告されておりましたけれども、現状の日本経済は依然として、金融市場関係は小康状態でございます。実体経済面では、民間主導の自律的な回復に対する展望ということに關して申し上げます。また、その面でははつきりした上昇ということが明確には出ていないというふうな感じを受

けた。私の判断といたしましては、国内景気は今申し上げたように企業、消費者のマインドがやはり明るくなつてきて、企業の方は今問題になつておりますもう競争力を失つたものを切り捨て、これから新しい需要をつくり出すような設備投資を続けてやつていく、思い切つてここで切りかえていく、競争力のある産業を育てていく、これは製造業の場合にも非製造業の場合にも、新しい需要に對してミートするような産業を起こしていくという決断をする時期ではないかというふう

思つております。

その間、私どもとしましてはできるだけ潤沢な資金を供給していくということで、金融・資本市場の方は比較的落ちついておりますし、ジャパン・プレミアムもほぼ解消したということでございます。それから、三ヶ月ぐらいのタイム物の金利も大幅に低下しておりますし、長期金利もひとところに比べて下がつております。株価は三月以降上昇しており、また出来高もふえております。企業金融の逼迫感が和らいでおります。

こういう状況が続いている間に、実体経済、民間企業、民間需要と民間家計という方でサプライサイドの前進に向けて踏み出していただきたい。それから、家計の方では、貯蓄がかなりふえてきておるわけでございます。思い切つた消費、住宅とか耐久消費財への買いがふえていつてもいい時期ではないか、そういうふうにご考えております。

○益田洋介君 景気対策につきましては、総裁がずっと提唱し続けてこられました無担保コール翌日物の金利の低目誘導がほとんどの支持を得られてゐる。海外からも得られていゝことはわかつてゐる。一方、財政面では過剰設備の解消、それから過剰雇用の問題等がございまして、過剰設備の解消の問題では、税制面での優遇策というものを政府にぜひ考えてもらいたい、国会で審議をございまして、さらには不良資産の流動化についても政府として新たな対策を打つべきではない

か、そのような声も上がつてゐる。何つておりますが、これはどういふことでございましょうか。

○参考人(遠水優君) やはりバブルの負の遺産といひます。不良債権、過剰設備、過剰負債、過剰雇用といったようなものが企業にまだ残つておるわけでございます。それが一層競争力を失わせておると思ひます。そういう状況の中で、競争力のないものを切り落として一方で新しい設備投資をしていくという創造的な破壊が行われていかないと景気を上向けていくわけにいかない、今の大きな需給ギャップというものを埋めていくことにならないと思ひます。

その面では、政府が今度おつくりになられた産業競争力会議ですが、既に人員も日にちも決まつておると思ひますが、私どもとしては、これなるだけ早く動き始めて、一つ一つ産業をチエックしながら、規制を撤廃し、かつ税制等によつて奨励、刺激すべきものはしていくといううなことを始めていただきたいということに切に願つております。そうしませんが、今の大きな需給ギャップというものはなかなか縮まっていかな

いんじやないか、それがあつた限り自律的な景気の回復にはならないというふうにご思ひます。

○益田洋介君 斎藤精一郎さんという立教大学の教授がいらつしやいます。最近論文を発表されて、日銀ハムレット論というのを述べられてゐます。お読みになつたかどうかわかりませんが、昨今の総裁がおつたになつてゐる金融政策は、一方ではデフレスパイラルに陥らせるよりはむしろもう一方の意見がある、他方ではゼロ金利誘導による預金者の利子所得がさらに一層減少していき

いう批判が避けられない、どちらを向いてもやはり批判されるようなお立場だ。しかし、斎藤教授は総裁の政策には基本的に賛成のようである。MINTのポール・クルーグマン教授などが日本経済の長期的な低迷というのはいくら政策を中央銀行が出さないからだという批判をしてゐるけれども、斎藤先生は、今私が申し上げた

過剰設備、過剰雇用、それから過剰債務が収益構造に長いことマイナスの圧力をかけているんだ、だから日銀は批判されるけれども、日銀が悪いと思っていない、悪いのはむしろ政府なんだ、政府の失政が続いているからだ、こういうふうな御意見です。

総裁、どのようにお考えですか。そのとおりだと思われませんか。

○参考人(連水優君) 斎藤精一郎先生は私も親しくさせていただいておりますのでよくお話をしますが、彼は私どもが二月から始めておりますいわゆるゼロ金利というものには賛同してくれておるように思いました。

ただ、クルーグマン先生になりますと、要約しますと、日本の金融政策につきまして、インフレ率やベースマネーに目標値を設定しないというふうなこと、あるいは人々のインフレの期待感を高めるためにインフレ目標をそれによってつくっていくべきなのか、実質的な金利水準をそれによって下げていくかどうかといったような、かなり極端な御議論をされているように思います。

私も日本銀行としても、この先生の御主張に限らず、外からの意見に対しては謙虚に耳を傾けてみる必要があると考えております。ただ、インフレ率とかベースマネーに目標値を置くというふうなことは、そもそもそれだけで本来に人々のインフレ期待が高まるのかという問題があります。また、仮にインフレ期待が高まると名目の長期金利が上昇してしまうんじゃないかというふうにも思われます。

日本銀行はこうした点を含めまして政策委員会で十分に討議を尽くして、結論としては、オーバーナイトの金利をできるだけゼロに近い水準で推移するように第一線に指示を出して、それを維持するように潤沢な資金を毎日市場を見ながら出していきなさいということを示して、それが二カ月ほど続いているわけでございます。

ではかなり潤沢な資金供給が続けられておりますので、幸い各種金融・資本市場はいい反応を示してくれているように思います。私どもとしては、デフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になりますまではこのような思い切った金融緩和とスタンスを維持していくことが必要だというふうに思っております。

財政面のこととは私もあれこれ言う立場にはございませんが、先ほど申し上げましたように、クリエティブ・イノベーション、新しい、伸びていく需要に見合ったサプライをなすため税を免けるように、そういう産業を刺激するため税を免除していくとか、もう競争力を失った設備をなくしていくことについて特別な計らいをするとか、規制を撤廃して非製造業などで民間の需要にミートした新産業を起していくとか新しい企業を起していく、あるいはいわゆるアントレプレナーという新しい形の経営者がどんな企業をつくっていく、そういうことで雇用がふえていくんだらうかと思ひますし、所得もふえていくんだらうかというふうに見えております。

○益田洋介君 総裁、最後の質問でございますが、月末からのG7を前にしまして、少し明るいニュースです。アジアや中南米、特に韓国の株価が危機の前のレベルまで戻ってきているし、ブラジルの例のレアルも対ドル比で三〇%ぐらいう上昇してきております。

大方の見方というのは、これはひとえに背景にアメリカのダウ平均が一万ドルを突破したという現実があるということですが、一方で、この回復は果たして長期的なものとして期待できるのかどうか、アメリカのドルの動向ですとか金利の動向に左右されているという現状では危うさが残るんじゃないかという見方もあります。総裁はどのようにお考えですか。

○参考人(連水優君) アメリカの株価が非常に上がっておりますことは私どもにとっても明るいニュースですけれども、アメリカの経済は物価が落ちついておりますから今のところ景気の堅調な

拡大が続いていると言えそうですが、八年間景気拡大が続いているということなどを考えますと、伸び切った状態にあるということが言えるかもしれません。特に労働資源が限界まで来ているということとか、先ほどの株価が過大評価されていやすいのかとか、対外収支の赤字とか企業や家計の負債がふえているということも聞きます。そういうことを考えますと、いずれ行き詰まるときが来るかもしれません。

そこへもつてきて、今おっしゃったラテンアメリカとかアジアの危機は少し静かになっておるようには思いますけれども、ユーゴの動きがどういふふうになっていくのか、そういうものの波及がどういふふうになっていくのかということもござい

ます。アジアにつきましては、私も先日韓国へ行つてまいりましたけれども、韓国などは非常に元気に立ち上がっているような感じがいたしました。その他の国々におきましても、実体経済自体は少しずつ生産が上がつてきており、輸出が伸び始めていくような感じですが、まだ金融の問題などではかなり脆弱といえます。先般のクライシスの後遺症が残つておるわけでございます。中国においてもそのようなことがあるかと思ひます。

そういうことを考えますと、世界経済全体、ヨーロッパも金利を下げるほど景気がよくないわけでございますので、全体としてはそう楽観はできない。こういう中で、日本が早く景気をよくしていくというところは世界的にも明るい経済をつくっていく意味で大事なことはないかというふうな責任を感じる次第でございます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

それでは、郵政大臣にお伺いしたいと思います。が、経済戦略会議の最終報告が二月二十六日に提出されました。非常に興味深かったのは、この報告を受けて閣議決定がなされるかと思ひましたら、閣議決定はなされないで閣議報告に終わってしまった。だから、そのバインディングフォーというのがない格好だったんですが、中身は非

常に興味のあるものが多かった。例えば行革の推進のためにアメリカではナショナル・パフォーマンス・レビューという監視機関を設けられて、これはフロー・アップ・機関と日本では一般に言われておりますが、三年間で三十八万人の公務員が削減できた。このフロー・アップ・機関の提唱もあつたんですが、これも見送りになつた。これはお答えにならなくて結構です。

お答えいただきたいのは、そのレポートの中で財政投融資の制度について議論がなされて、傘下に多くの特殊法人を擁して、特に郵政省関係なんですが、利権の温床になっているんじゃないか、外国から非効率的な政府の象徴と見られている。それで、将来の財政投融資制度自体の廃止も視野に入れて抜本的な見直しをしたらどうかという提言がなされておりますが、これについてどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(野田聖子君) 財投につきましては、まさに財政改革ということで、今までの事業とか機関とかさまざまな見直しをしていくということ、先ほど答弁申し上げたとおり、今の制度を変えて、透明性が高い市場という形の中で財投債とか財投機関債なんかを通じてやっていくという動きがございします。私としますれば、財投が必要とされてきた経緯というものを踏まえて、今後はもっと効率的に、そして透明性の高い制度にして社会資本整備のために引き続き取り組んでいきたい、いかなければならないというふうな考えでおります。

○益田洋介君 ぜひその方向で推進をお願いしたいと思ひます。

次に、不幸なニュースなんですが、今NTTで四本部に移行するという手続を進めているようですけれども、自殺者が非常に多い。二月にも三十歳代の主査、普通の会社では係長クラスの男性が原因不明で亡くなった。自殺だろうと言われております。この現象というのは、九七年にNTTの分割法案が国会を通過して再編に向けて一斉に動き出してから出てきて、一部の役職員の人が過剰な

ほどの労働を強いられよう。

昨年九月、通信産業労働組合、通称通信労組と言われているが、そこが調べたところでは、九七年度は自殺者が実に十七人、そのうち二人は単身赴任だった。これは昨年十月の衆議院通信委員会でも取り上げられまして、そのときにはN T T側はこの事実を認めています。

原因として考えられることは、小田晋先生という国際医療福祉大学の教授が分析しているのは、N T T独自の病源があるんじゃないかと。三つのうつ病で、一つ目は配転うつ病、二つ目はリストラうつ病、三つ目はテクノストレス。要するに、人気企業で非常に優秀な社員ばかり集まっているから、自分がいつ追い抜かれるかわからないという不安感。私はそういう経験をしたことがないのでよくわからないんですけど、その三つのうつ病なんだというのであります。

これはN T Tだけの問題じゃないかもしれないね。リストラを直前にしている日本の大手の企業というのはこういう問題を抱えていると思いが、一つの組織で自殺者が一年間で十七人というのはいかに問題があるんじゃないか。率直な御意見で結構ですが、あるいは調査をしていただくとか、そういう方策をお考えいただけませんか。

○国務大臣(野田聖子) 自殺者が多いということとでございまして、亡くなられた方については御冥福をお祈り申し上げます。

衆議院の委員会でもこのことについて御質問がございました。そのときにも申し上げたことなんですけれども、やはりN T Tの中でしっかりカウンセリングをしていただく。今おっしゃったようなさまざまな仕事をしている上で、必ずしもN T Tだけではなく、国会議員の先生もそうでしょうし、いろいろなストレスがあると思います。そういうことに適切に対応できるようにカウンセリングシステムというものをどんどん推進していただきたいということで、当時の委員会もたしかそういう話になったと思います。

N T Tの再編との因果関係は私は直接はないと思います。これまでも再編についてはかなり長い時間をかけてまして労使協調のもとで取り組んでいたこととでございまして、今後とも私たちも注視はしてまいりたいもの、やはり社内でのそういう心のケアについて取り組んでいきたいと願っています。

○益田洋介君 この小田先生の分析についても興味がありでしたら、後ほどコピーをお届けさせていただきます。

次に、郵政省の職員官舎の件でございます。

場所は港区赤坂六丁目十九の五十四。大臣は御存じですか、これ。日銀の水川分館の隣、水川神社の裏で、一等地です。ここに、土地面積が約四百六十四坪、千五百三十平方メートル、宿舎名は赤坂一宿舎、延べ床面積が三百三十一坪、千九十一平方メートル。こんなに広いところに十六戸しか入っていない。建物は鉄筋コンクリートづくりの四階建て。使用料は幾らだか大臣は御存じないと思えますから念のために申し上げますと、一万八千四百円です。この近くのホテルニュージャパンという火災になった跡地が売却されて、ある生命保険会社が今貸しビルを建てておりますけれども、あそここの取引価格が坪千四百から千五百万と言われている。そうすると、この土地だけで七十億ですよ。こういう資産をむだ遣いしているのは、一万八千円の家賃で十六世帯しか入っていないのは私は処分していただきたいと思うんですが、よろしいですか、郵政大臣。

これは財産としては、昭和三十三年十二月二十三日施行の国家公務員宿舎法第四條第二項第一号にある郵政事業特別会計でお買いになつてゐるものだと思いますが、御検討いただけたら、資産の処分。郵政省が持ちこの高価なところにある資産、今申し上げたように時価でいえば七十億ですが、国庫が今非常に逼迫している状態ですから、郵政省の職員の方がこんなところに住んでいる必要はないと思えますよ。どうお考えですか。

○国務大臣(野田聖子) 今御指摘の赤坂を含めて、郵政省は都心部に宿舎を持っております。それぞれ郵便局におきまます特殊な事情、早朝とか深夜の業務及び緊急時とか非常災害時の確かつ迅速に対応するために、業務運営上どうしても職住を近づけておかなきゃいけないという必要性がございます。ですから、今後も必要な宿舎の戸数は確保していききたいという考えを持っています。

しかし、必要な宿舎戸数を確保するに当たっては、平成十年十二月十七日の国有財産の情報公開・売却等促進についての事務次官等会議の申し合わせというのがございます。そこにおいて、業務上の必要性等からやむを得ない場合を除き、敷地面積が原則として三千平方メートル以上となるよう集約化を進めるという考えがございますので、それに基づいて転用とか売却も検討しながら、宿舎の合同化とか集約化に努めてまいりたいと考えているところであります。

○益田洋介君 今お帰りのいたした日銀総裁にも昨年五月以来ずっとお願いをしていまして、全国の支店長宅をすべて処分していただけたらと約束いただきたし、松永大蔵大臣の時代に理財局がお持ちの全国にある所有財産の調査をしていただいて、必要とあらばやはり処分していただく、そういう方針でおりますので、ぜひ郵政省としてもお考えいただきたいとお願ひしておきます。

昨日発表されましたが、郵便事業の低迷がこれ二期連続しているわけでございまして。不況の長期化、日本の経済全体がやはり影響しているんだらうというふうにも思います。一方で民間の配送サービスが非常に低価格でしかもサービスの内容のいいものが実績を伸ばしているというふうな背景もございまして。ですから、郵便事業についてもサービスの向上とか価値の改善、こういうことを検討しなきゃいけない段階に立ち至っているんじゃないか。今に民間に抜かれますよ。ですから、この点についてもぜひ省内で御検討いただければと思います。いかがですか。

○国務大臣(野田聖子) 御指摘のとおり、郵便事業は経営が大変厳しいということもありまして、平成九年度において業務収入が戦後初めて前年の収入を下回る状況になっております。十年度も前年度同様マイナスの厳しい状況となっているわけでありまして。九年度に消費税の引き上げ分約四百億円をのみ込んだことがございましたけれども、そのことを思うと、まさに経済状況が一変してしまつてしまつた変り方の状況であることは事実だと思ひます。

そういう中で、私たちは、先生今御指摘のとおり、景気が悪いからということではなく、とにかく全力を挙げて取り組んでいこうということになります。少し御紹介申し上げるならば、まず増収に向けての取り組みでございますけれども、積極的に営業活動をしておりますし、全省、全郵便局挙げてトータルパワーを結集してやるだけやっというところというところで取り組んでおります。

そんな中の明るいニュースとしては、例えば新しいサービス、翌朝十時郵便とかチルドゆうパック、また冊子小包、そういうサービスにつきましては、おかげさまで前年度を大幅に上回る御利用をいただきました。そしてまた、ゆうパック時間指定サービスというのを導入させていただきまして、そういういろいろな利用者にとって便利なサービス、喜ばれるサービスをするにによって増収に向けて取り組んでいきたいと思ひます。あわせて、経費の削減とか定員の削減についてもできる限りの努力を払つてまいりたいと思ひます。

しかし、一番大切なことはやはり全体的な経済成長を上げていくということで、政府が一丸となつて十一年度には目標として実質経済成長率を〇・五％程度上げるということで取り組んでおりますので、そういう意味でも国務大臣の一人として頑張つてやつてまいりたいと思ひます。

○益田洋介君 ありがとうございます。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。質問いたします。

今回の改正は郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金、簡易生命保険の積立金の運用対象に特定目的会社、SPCが発行する特定社債及び通貨オプションを追加する、こういうものでございます。現在の運用でも、国債、地方債、社債、外国債、金銭信託、金融債、債券オプション、先物外国為替などほとんどの金融商品に運用できることになっております。今回の改正でABSと通貨オプションを追加すれば、あとは直接の株式取引とスワップ取引、この二つを残すだけになります。

このように、郵政省が資金運用の範囲を無制限に拡大していくならば、事実上、銀行や証券、生保などと同じ機関投資家ということになってしまおうと思うんですが、まず大臣のこの問題についての御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(野田聖子君) 今回の通貨オプション、また特定社債の追加でございすけれども、これまでの価格変動リスクのヘッジ方法としては債券先物とかオプション取引が導入されております。今回の法案を先方に認めていただくことになれば、保有債券の為替変動リスクのヘッジ方法について、先物外国為替に加えて通貨オプションが導入されるということになるわけです。これらのヘッジ方法というのは、保有債券の為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減し、そしてより確実有利な外貨債の運用を行うことを目的としているものであります。

今おっしゃった銀行や生保は一般企業への貸し付けとか不動産、株式への運用など、郵貯や簡保にない運用対象を有しております。またデリバティブにおきましても郵貯、簡保には認められていないものの運用が可能であることから、より多様な手段を持つていらつしゃると私は認識しております。

○宮本岳志君 それでは、まずこのABSについてお伺いをしたい。今回の改正で運用対象とするSPCが発行する特定社債はどのような基準で運用するのか、また運用額はどれぐらいを予定しているか、お答えく

ださい。

○政府委員(松井浩君) 郵貯・簡保資金の運用につきましては、預金者、加入者の利益、健全な事業運営の確保を基本として行っているものであります。今追加しようと考えております資産担保証券につきましては、その運用に際しまして安全確実なものを対象としていくことが肝要と考えているところでございます。

具体的に申しますと、特定目的会社により特定資産の流動化に関する法律、SPC法でありまして、この法律に基づいて発行される特定社債のうち、元本保証等が付されておき、かつ特定社債の発行額が裏づけとなります不動産の取得価格の五〇%以下であるもの、そういったものにつきまして別途政令でその基準を定めるべく検討を行っているところでございます。

なお、先生の御質問の運用予定額でございす、この市場は今生々発展の途上にございす。その動向を見ながら今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○宮本岳志君 市場がまだ生々発展の過程だとお答えになりましたけれども、私はそもそもこのSPC法というものがつくられた経過そのものが不良債権の証券化だったというふうに思うんです。それで、つくっていただいた参考資料を見ますと、昨年十二月の構造改革推進研究会の土地ワーキンググループ報告書が十四ページに載っておりますけれども、この中を見させていただいても、「金融システム改革の一環として、また、不良債権処理や土地有効利用の促進策として、今後、『特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(SPC法)』の制定により、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度が確立され、証券化の条件整備が大きく前進した。」、こう述べております。

つまり、流動化しない資産を流動化させると。流動化しない資産というのは、つまりこういう特別な仕組みをつくらなければ流動化させることができない資産というのはつまりは不良資産のこと

ではないんですか。不良でなければこんな手の込んだことをしなくても売れるじゃないですか。そういう不良資産を証券化して郵貯・簡保資金で買収する、そういうことをやれば、まさに郵貯・簡保資金をとんでもないところへ注ぎ込むという結果になりませんか。

○政府委員(松井浩君) 原則的な話で恐縮でございす。郵貯・簡保資金の運用は確実で有利な方法で行うことによつて事業経営を健全ならしめ、預金者、加入者の利益の向上を図ることを目的として運用しております。

特定社債につきましても、確実有利という運用原則に基づいて運用を行うものでございまして、不良債権の債権化とか、そういったことを目的として特定社債を購入することはないと考えております。したがって、特定社債の郵貯、簡保の運用によりまして、そういった面からのモラルハザードを助長することもないというふうに考えております。

先生御指摘のように、例えばよくある虫食いの土地、どうしようもないような土地を裏づけにしてどうさばいたらというふうな議論もございす。が、そういったものが売れるはずがございせん。その点につきましては先生の御指摘のとおりだと思っております。

○宮本岳志君 昨年の四月二十四日の経済対策閣僚会議、ここでABS債というのが出てまいります。しかし、ここで出てくる出てき方を見ても、これは「土地・債権の流動化と土地の有効利用」という項目の第六項目に、まず「資産担保証券(ABS)の流通市場整備のため」と述べた後、「郵貯・簡保資金によるABSへの運用について、平成十一年度に向けて検討する。」、こうなっております。

先ほど申し上げたワーキンググループ報告書、これを見ましてもこう述べているわけです。「わが国ではなじみの少ない証券化を普及させるために、不良資産ではなく、むしろ優良な不動産や住宅ローン債権の証券化によるリーディングケース

を市場で立ち上げる」として「市場育成のために、リーディングケースとして、専門的知識・経験を有する適格機関投資家を対象とした私募市場からはじめ、徐々に公募市場へと拡大していくことが適切である。」と。

つまり、文脈は明確に不良債権処理や土地有効利用、こう書かれていたわけです。つまり、不良債権の処理も含んでいる。もちろん不良債権ばかりじゃないでしょう。あなた方がおっしゃるように、少しは優良なものもあるでしょう。しかし、そういう優良なものから始めてリーディングケースにするんだ、そして郵貯・簡保資金でABS市場をつくらう、そういう話じゃないんですか。

○政府委員(松井浩君) 先生御指摘の総合経済対策でございす。私どもの運用について触れているところがございす。「債権債務関係の迅速・円滑な処理」というふうな見出しがついておきまが、私どものことについてもう一つ具体的に表現を読ませていただきますと、「郵貯・簡保資金の運用対象を多様化し、預金者・加入者の利益に資するため、安全・確実な資産担保証券(ABS)に対する運用について平成十一年度に向けて検討する。」というところでございす。

私どもは、先ほど来申し上げておりますように、預金者の利益、加入者の利益になるための運用でなければ運用する気はございせん。それだけは申し上げたいと思ひます。

○宮本岳志君 安全確実ということを繰り返されるわけですが、そもそもあなた方が先ほどお述べになったような条件、十五億円以上の上場企業による元本保証であるとか、あるいはABSの発行額が不動産価格の五〇%を超えないとか、実に厳しい条件をつけないと危ないところ、ABSというものが非常に危険を持った、リスクをはらんだ証券である、債券であるということが示されていると思ひます。

今回のABS導入というのは、つまり買手手のないABS、なかなか人が上がってこないABSに対して郵貯、簡保という公的資金で買って

やってABS市場を立ち上げてやろうというものだと思ひます。銀行への六十兆円の公的な資金支援、これに続いて今度は金融ビッグバンを控えて不良債権を抱える大銀行やゼネコンを救済、支援する、こう国民から見られても仕方のない代物だと私は思ひます。

アメリカでは、クリントン大統領が公的年金の資金七千億ドルを株式運用に使うんだと述べて、これに対してFRBのグリーンズパン議長が公的年金の株式運用は政治的な市場操作の温床とならないかと述べて明確に反対しております。アメリカではそういう議論をやられていたときに、日本ではバブルの後始末に出されたようなABSに公的資金をつぎ込んでいくと。

これは郵政大臣に聞きたいんですけども、こういう運用、こういうところに郵貯・簡保資金を投入するということはまさにモラルハザードを助長することになるんじゃないですか。

○国務大臣(野田聖子) 先ほどから繰り返し申し上げておるのは、郵貯とか簡保の運用というのは預金者、加入者の利益、さらには事業の健全経営のために運用させていただいておりまして、一貫してその姿勢は変わっていないわけでございます。

今度新しい市場ができる、そこで多種多様な運用がある一つとして今度ABSがある。しかし、私たちはこれはお金をたたき出すために運用しているんじゃない、前段のそういう志のもとでやっていますから、確実有利なものしかやれないんだということ、私たちとしてはそういう形でこの市場の運用に取り組んでいきたい、そういうふうな毅然とした態度で取り組んでいるところでございます。

○宮本岳志君 次に、通貨オプションについて伺いをしたいと思います。

通貨オプションとはいわゆる金融派生商品、つまりデリバティブの一種であります。

郵貯・簡保資金の現在の運用で既に導入されているもの、債券先物・オプション、先物外国為替

の運用状況はどうなっておりますか。

○政府委員(足立盛二郎) まず最初に、郵便貯金の資金であります、平成九年度末におきまして債券先物・オプション取引、それから先物外国為替取引はいずれも保有しております。

簡易保険であります、平成九年度末におきまして債券先物は保有しております。債券オプションは八百九十六億円、先物外国為替は二百五十九億円となっております。

○宮本岳志君 もう一つ重ねて聞きますけれども、今回の通貨オプションへの拡大というのは為替リスクを避けるためのリスクヘッジである、こういう御説明であります。しかし、外国債の運用額は郵貯・簡保合わせて七兆五千億に達するということですから、為替相場にも影響を与える懸念があるという指摘も出ております。

報道では、大蔵省は保有外債を対象とするリスクヘッジに限定して、投機はしないという条件で認めたこととされております。現在保有している外国債のヘッジの運用範囲で、絶対に投機取引は行わないとはっきり明言できますか。そして、その担保はどこにございますか。

○政府委員(足立盛二郎) 今回、私も認めていたんですが申し上げております通貨オプションでありまして、あくまで保有しておる債券のリスクヘッジのためでございます。ですから、投機取引というものは行わないということでありまして、このことをはっきりさせるために省令でいわゆる取引基準を定めたいというふうに考えております。

さらに、実際の運用に当たりましてどうするかということですが、現在、簡保資金の運用に当たります担当者が約七十名ほどおりますけれども、この七十名が大体三班に分かれて、いわゆる計画・管理部門、ディーリングを行いますが売買担当部門、それから投資分析部門というふうにおりまして、お互いにチェック体制を確立しております。こうした基準に反して投機的取引が行われれば、すぐにそういったものがチェックで

きるような体制になっておることでございます。

○宮本岳志君 投機しないということを今明言されたわけですが、幾ら投機しない、省令で定める、こう言っていたとしても、国民は確かめるすべはないわけでありまして、貸借対照表に記載されないオフバランス取引ですから、これは三月末というのを聞きますと、先ほどお答えにあったように、保有しておりますと、こういう答えになつて出てくるでしょう。つまり、途中がわからなければ何のデイスクリージャーにもならないわけですよ、この取引について取引の総体をストップではなくてフローで公開しなければ国民にはわかり得ないんじゃないですか。

○政府委員(足立盛二郎) 確かに私が先ほど申し上げましたのは年度末における残高でありまして、先生の御質問は期間中の実績、フローといいますが、それをすべて明らかにすべきではないかという御指摘だと思います。

ただ、このことにつきましては、郵貯、簡保とも非常に市場に對して影響力のある立場でもありますので、どのような取引をどういう場面で行ったのかといったことをコメントすることは従来から差し控えていただいております。

現在、私もデイスクリージャー誌に載せておりますのはいわゆる年度末の残高でございますが、これは民間金融機関等におきましてデイスクリージャーにつきましては、期間中の取引を明らかにしない、先ほど申し上げました市場等への影響とかあるいは簡保、郵貯がどういうスタンスで運用行動を行っているかといったようなことが伝わりますために、いわゆる残高でもってデイスクリージャーをするということでございます。

今後のことにつきましては、民間の金融機関等の動向も見ましてこの辺のデイスクリージャーについては考えていきたいというふうに思っているところであります。

○宮本岳志君 国民が納得するというのが大事

ですから、通貨オプションというのは投機であるかそうでないのかということが非常にわかりにくいという、境界が紙一重の取引だと思ひます。リスク限定的な投機という表現も物の本ではされております。つまり、リスクは最大失敗してオプション料に確定するけれども、性格は投機的性格を持つておることです。

ヘッジだと言っただけでも、ヘッジのためにやったのか投機のためにやったのかというのは、これはきちつとデイスクリージャーされないといけないことですから、どう国民に納得していただくかということとはぜひとも御努力いただきたいというふうに思ひます。

それで、郵政大臣にお伺いしたいんですが、そもそも世界の外国為替取引と実体経済との乖離というのはすさまじいものです。WTOの発表によりますと、一九九五年の世界の貿易額は年間五兆ドル弱、そしてそれにサービスを約一兆ドル加えて六兆ドルの実体、実物のものが動いているわけなんです。ところが、IMFが主要二十五カ国の協力を得た資料によると、世界の外国為替取引は一日に約一兆六千億ドル、つまり外国為替は年間にすると世界の貿易の約八十倍から百倍の額に達するわけなんです。つまり、今日、為替レートを決めているのは貿易収支でも何でもなくて貨幣の売買、投機が決めているわけなんです。

郵政大臣、リスクヘッジのためと言っけれども、こういうものに手を出すということは確実、有利、公共の利益という運用の三原則に完全に反するんじゃないですか。

○国務大臣(野田聖子) 為替の市場の大きさ、規模につきましては、それぞれのプレイヤーがいてそういう形になっていると思ひます。ただ、郵政省が取り組んでいる郵貯、簡保の運用の一つである外国債の購入というのは、国内の債券に比べて高い利子収入が期待できたり、国際的にリスクを分散できるとか、さまざまな資産構成上の一定の役割を持つ必要不可欠な運用対象の一つとらえているところでございます。

しかし、そうはいってもやはり運用にはさまざまな問題があるわけで、今は通貨オプションにせよ、先物外国為替取引にせよ、とにかくそういうことで運用するんだけれども、そこで生じるリスクをヘッジするために、リスクの低減のためにやっていくべきことだということで私たち今取り組んで、先生方にもお認めいただきたいということで審議をしていただいているところでございます。

○宮本岳志君 次に、指定単などの資金運用についてお伺いしたいと思います。

昨年四月の経済対策では指定単についても郵政省自身の運用を希望していたと思うんですけども、なぜ今回の改正とあわせて実施しなかったんですか。その理由についてお聞かせいただきたい。

○政府委員(足立盛二郎君) 現在は簡保事業団を通じて行っています指定単を郵貯、簡保本体で行うということですが、確かに経済対策の中でそのような表現があったわけでありまして、しかし、いわゆる財政改革が行われますので、この財政改革に伴う郵貯・簡保資金の全額自主運用のあり方とも密接に関連いたしますことから、現在、郵貯・簡保の自主運用に関する研究会を開催して検討を進めておるところでありますので、その全体像の中でこれらの問題についても処理することがいいのではないかとこのように考えまして、今回は国会に法案を提出しなかったものでございます。

○宮本岳志君 そういう理由なのかと私は疑問を得ないんです。大蔵省の方からは、簡保事業団での運用と直接運用を同時にやるというのはだめだ、一本化せよという話があつて、しかし一方で簡易保険福祉事業団の実態が非常によくないということから見送られたというふうにも伝わるわけでありまして。

簡易保険福祉事業団の運用の実態、また簡保の指定単のうち運用委託の簡保事業団への貸付利率は現在幾らになっておりますか。

○政府委員(足立盛二郎君) 簡保の指定単の運用

状況であります。平成九年度末におきまして残高は十二兆二千億円でございまして、貸し付けの利率でございますが、三・一六%となっております。そして、事業団におきます利回りといったしまして三・一六%ということでございます。

○宮本岳志君 運用委託の簡保事業団への貸付利率は幾らですか。

○政府委員(足立盛二郎君) 現在は、平成十年度以降〇・九八%でございます。

○宮本岳志君 簡保事業団で運用しているこの指定単は、郵貯は辛うじて黒字だと聞いております。これはバランスシートでの数字であります。

少し変わるんですが、四月八日の朝日新聞で、年金福祉事業団が二十五兆円の運用で累積赤字が三月末で一兆円を超えたと報道しております。九月三月末の簡保事業団の指定単の運用額は、郵貯分が九兆三千四百億、簡保分が十四兆二千億、まさに二十三兆五千億、年金福祉事業団とはほぼ同じ規模になっております。

九二年八月二十八日の総合経済対策で、大銀行大企業の決算対策にPKOを実施したと言われております。一万六千円から九千円の株価購入をしたと。最近の株価の状況からしても含み損を抱えておる。将来、国民にリスクを負わせることになるとは明らかだと思ふんです。だから、簡保の指定単の赤字を救済するために運用委託制度を新設して、財政金利よりずっと安い金利、〇・九八%で事業団に貸し付けています。

そこで、聞きたいんですけれども、簡保の利用者貸し付け、地方自治体への貸付金利は幾らになっておりますか。

○政府委員(足立盛二郎君) 簡保加入者への貸し付けの利率でございますが、平成十一年四月以降は年二・二五%でございます。自治体に対しては、平成十年度は一・七二%でございます。これは平均の金利でございます。

○宮本岳志君 つまり、簡保の地方への還元というところで、九七年度の決算で、地方債の購入が七

兆五千九百億、地方公共団体への貸し付けは十五兆三千七百億程度、合計二十三兆程度を地方公共団体に貸し付けている。財政状況の悪化で、五%から七%の利率の借入資金について金利の安い資金への借りかえ、また高い金利の資金の繰り上げ償還ということが要求されております。

政府は、今年度のみの対策として、政府資金の繰り上げ償還を六百八十億に約六千億に認め、簡保についても五百億程度繰り上げ償還を認めると。その条件は、赤字団体、起債制限一五%以上の団体に限られております。また、繰り上げ償還を受けた団体は三年間は新規貸し付けをしないと。実に厳しい条件だと思ふんです。

簡保の指定単への運用委託は、累積赤字であるにもかかわらず株価維持のためなら貸付利率を一%以下にしてやると。一方で、地方自治体の五%、七%、こういう高金利の貸し付けについては、地方が繰り上げ償還を求めるとんでもなく高いハードルを置く。これでは、「積立金を確実に有利な方法により、かつ、公共の利益になるように運用すること」という本法律の目的に反する運用だと言われても仕方がないと思ふんです。

これは郵政大臣にお伺いしたいんですが、地方自治体の借りかえ要求、繰り上げ償還についてもっと拡大する方法を検討すべきではありませんか。

○政府委員(足立盛二郎君) 簡保事業団に対しては低い利率で貸し付けておるということにつきまして若干御理解を得たいと思ふんです。簡保事業団を通じて指定単を行っておりまして、本で運用することができない株式等に運用するということも想定しておるわけでありまして、株式とかあるいはそういった債券等を長期運用いたします場合は、毎年毎年の利払いというものが負担になりますと運用先が限られてまいります。したがって、なるべく低い金利で貸し付けまして長期運用を行ってもらい、そして利益が生じた場合には簡保本体に上納金として返してもらい、こういう仕組みになっておるため、通常の

貸し付けの利率とは違う低い利率が設定されておるといふことでございます。

○国務大臣(野田聖子君) 今御指摘の繰り上げ償還、借りかえのことですけれども、もともと簡保が得るはずであった利息収入を失うということになります。これは加入者利益確保の観点から、原則としては認められません。

しかし、最近の地方財政の状況、先生御指摘ですけれども、それを踏まえて、このたび特に財政の悪化が著しい地方公共団体から早期に元本の回収を図るとともに、当該団体の財政健全化の促進が図られることを期待して、平成十一年度の臨時特例措置として一部の地方公共団体を対象に繰り上げ償還を認めることとしました。しかし、これは臨時特例的ということで、加入者利益の確保と繰り上げ償還の実施の目的とのバランスを考慮しましてぎりぎりの判断をした結果であるということとをぜひ御理解いただきたいと思ふんです。

○委員長(勝木健司君) 宮本君、時間が来ておりますので、手短かに。

○宮本岳志君 あなた方は二言目にはポートフォリオというふうにおっしゃいます。国民からお預かりした郵貯・簡保資金というところの財産を指定単という株式投資にも使う、金銭信託や金融債にも使う、さらには先物外国為替に加えて今回通貨オプションと外国為替投機にも使う、そしてABSという形で不動産にも乗り出す。まさにありとあらゆる金融商品、投機に乗り出そうとしております。

先ほど年金資金を株式投資に使うというグリーンズパン氏の立場を紹介しましたけれども、アメリカでは、現在、公的年金資金は全額非市場性の国債の購入という形の運用が法律で義務づけられておるんです。

我が党はこのような国民の大切な財産を危険にさらす資金運用法の改悪は断じて容認できない、このことを指摘して、質問を終わります。

○三重野栄子君 社民党の三重野栄子でございます。

四点ほどお尋ねをいたします。

まず、最近の景気の低迷、市場金利の低下など、簡保事業を取り巻く厳しい環境の中での簡保事業の経営について伺いをいたします。

今回販売の新タイプ保険の販売に当たりましてリスクの管理はどのように行うのでしょうか。事業管理上の問題は無いのでしょうか。今までもいささか議論がございましたけれども、お伺いいたします。

○政府委員(足立盛二郎君) お答え申し上げます。

長引く景気の低迷、また低金利の長期化など、簡易保険事業を取り巻く環境は大変厳しいものでございます。このため、家計のリストラが進行する中で、新契約は連年減少を続けております。その結果、ストック全体の保有契約も前年を下回るといような状態が続いております。ところであります。また、資金運用の利回りの低下によりまして、加入者に配当いたします剰余金は平成九年度が三千百億円、そして平成十年度は約二千億円程度に減少する見込みでございます。

このような状況下におきまして、今後、経営をどのようにやっていくのかということでありまして、新契約の増加あるいは保有契約の維持にまず努めることが大切であると思っております。その上で、金融環境の変化に対応いたしまして、一層確実有利な運用に務めることであると思っております。そして、健全な事業運営を維持するとともに、時代の要請に応じた商品、サービスを提供していくことが肝要だと思っております。

そこで、今般、制度改正をいたしまして考えております商品でございますが、我が国の人口構造の高齢化が急速に進展する中、高血圧とか糖尿病などの慢性疾患等の治療を受けている方々が増加しております。このような方々の保険に対するニーズにこたえるために新しいタイプのものを創設したわけでありまして、先生御指摘のとおり、リスク管理が重要であると思っております。

しました上で加入対象者を一定の症状の範囲内にある者に限定すること、それから第二に加入時に被保険者本人から自己の健康状態について告知をいただくことによりましてリスクの高い者の加入を防止すること、それから第三に慢性疾患にかかっている人に見合った保険料を設定すること、でございます。一般の保険料よりも高く保険料を設定するというところであります。

こうした仕組みにより新タイプの保険につきまして行っていくというふうに考えているところでございます。

○三重野栄子君 いわゆる一病息災保険ですか、その点について大変期待をいたしておりますので、この事業が前進するように期待しております。

次に、貯金のことで伺いたいと思っております。

今回の法改正によりまして郵貯・簡保資金でSPCが発行する資産担保証券、ABSを購入できるようなになるわけですが、ABS市場はまだ未成熟でありまして、そこに公的資金である郵貯・簡保資金が投入されることに私はいささか不安がおります。

しかし、一方でABS市場育成の役割を郵貯・簡保が担う意図もあるのかとも思われますので、運用対象の多様化を図るために追加される特定社債につきまして、そしてまたその安全性について貯金局長の方から伺いたいと思っております。

○政府委員(松井浩君) 特定社債はSPC法に基づいて発行される資産担保証券でございますので、具体的に証券の元利を支払うための資産がきちっと確定しているものでございます。

その安全性でございますが、事前にSPC、特定目的会社を登録する際にその裏づけとなる資産の内容を資産流動化計画という形で内閣総理大臣に提出することになっております。これは公衆に縦覧されますので、投資家は事前にきちっとその裏づけ資産の状況、すなわち安全性を調査することができるとでございます。実態として申し上げれば、いい不動産等が裏づけとなつてさばかれるという動きになっております。それから、不動

産以外のクレジット債権だとかリース債権だとか、そういったものが裏づけになっております。かなり急速にこの市場の発展というものが報道されております。アメリカで言えば四十数兆の市場規模が既にできておりますし、日本でも早晩そうなると思っております。

そういう中で、先ほど来申し上げておりますように、親会社以上の格付、保証している会社以上の格付を持つていて、保証している会社以上の格付が、安全、確実かつ有利なものを慎重に選んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○三重野栄子君 そこで、貯金事業に対する展望について伺いたいのでございますが、経済の先行きを反映する株価操作をすることは株式市場を不透明にすることとなるほか、元本保証もなくリスクが高い株式市場へ国民の貴重な財産である郵貯・簡保資金を投入することは安全確実という本来の運用原則からしていささか心配をしております。

郵政大臣は、就任以来、郵貯・簡保資金による株価維持政策に否定的な見解を貫かれておられて、大変頼りにしている面もございますけれども、昨年十一月、貸し渋り対策の一環として郵貯資金で企業の社債を購入する構想が浮上した際にも毅然とした態度で反対されたとも伺っているところでございます。

そこで、平成十三年三月末、郵貯と簡保資金合わせて九千七百十二億円の株価維持政策に對しまして、本年三月末にはどのような対応をされたのでしょうか。この点につきましては事前に御連絡しておりませんでしたので、これは大臣でなくてどなたでも結構ですからお答えいただければ幸いです。

○政府委員(足立盛二郎君) たがたび株価対策で資金運用をしているのではないかとということでありますけれども、あくまでも株価の状況を見ましていわれる信託銀行の判断で指定単というものが運用されておまして、私どもは殊さら株価対策

というようなことは意図したことはないわけでございます。前年度末のようであったかということとありますが、全くそのようなことはございませんので、御理解を賜りたいというふうに思っています。

○三重野栄子君 今度は大臣に伺いたいと思うんです。

郵貯・簡保資金の政治的な中立性をいかに確保し自主的な運用ができるかは今後の重要な課題であると考えております。加えて、来年からの状況を見ますと、定額貯金の集中満期、二〇〇一年四月に予定されている全額自主運用化、二〇〇三年の郵政公社への移行など、今後の郵貯には大きな変革の波が待ち受けているところでございます。

行革会議最終報告により、民営化を行わないとの方針を確立したにもかかわらず、小淵総理の諮問機関であります経済戦略会議では、将来的には経営形態のあり方を見直すと、民営化を示唆するような提言を行っております。しかし、この点につきましては、三月十二日の当委員会において宮澤大蔵大臣から政府として決めたことを要するつもりはないとの答弁をいただき、一安心をしておりますところでありまして、金融分野における官民分担のあり方並びに今後の郵便貯金事業に対する展望、そして意気込みについて郵政大臣の御見解を伺いたいと存じます。

○国務大臣(野田聖子君) 先生御指摘のとおり、郵政三事業につきましては、さきの行政改革会議におきまして、本当に国民が望んでいる真の行政改革とは何かという、そういうもとの民営化等の見直しを行わない、そしてそれが中央省庁等改革基本法にもきちっと盛り込まれているところでございます。これがまさに政府の方針でありまして、それ以外は何物もないというふうに私は申し上げたいと思っております。

あわせて、郵便貯金は今後どういふふうにといいお話ですが、やはり国営事業として全国あまねく公平な基礎的金融サービスをどなたにも提供していくという役割を果たしていきたいと思

いますし、今後は二万四千七百ある郵便局のネットワーク、これは国民共有のインフラということ、皆様方に広く開放いたしまして、既に御承知とは思いますが、民間金融機関との提携もしておりますし、そういう形で利用者、国民本位の立場に立った郵便貯金事業の運営に努めてまいりたいと思っております。

○三野野榮子君 大要期待しておりますので、よろしく願います。

最後に、国際ボランティア貯金の問題につきましてお尋ねをいたします。

この国際ボランティア貯金の活用は大要期待されておられると思いますが、当初から考えますと、加入件数が今までは毎年増加していたんですけれども、現在はどのようになっているでしょうか。と同時に、超低金利を反映してどのような状況になってまいりましょうか。また、今後の援助計画がどのようになるのか、展望につきまして伺います。

○政府委員(松井浩君) 平成三年一月にこの国際ボランティア貯金の取り扱いが開始されたところでございますが、おかげさまで多くの国民の皆様から御賛同いただきまして着実に伸びております。十一年一月末現在での加入数を申し上げますが、二千五百三十四万口座となっております。

平成十年度の国際ボランティア貯金の寄附金でございますが、平成十年六月二十二日の郵政審議会の答申を経まして、二百四団体が五十二の国で実施する二百三十四の事業に十二億四千二百二十八万円を配分決定し、事業が実施されているところでございます。

一時、二十数億という金額があったわけでありましたが、それから見ますとずっと金額が減っておりますが、先生御指摘のように、主として昨今の低金利が反映しております。そういう中でありますが、国民の皆様方の国際貢献に対する理解と関心の高まりのあらわれでもあるというふうに受けとめておられるところでございます。

今後とも、私どもとしては一層の定着に向けて、

開発途上地域での活動の成果等を的確に国民の皆様にお知らせしまして、さらに一層の理解を深めてまいりたいというふうな思っているところでございます。

○三野野榮子君 低金利が響いて国際援助活動が中断されるのではないかと新聞報道がございましたので大変心配をいたしましたけれども、期待をしておりますので、よろしく願います。一分ほど時間があるかと思えますから、ちよつと大臣にお願いしたいと思います。

九日におゆる第三ラジオ体操制定のための検討会の初会合が開かれたそうでございます。美しう年をとるために高齢者向けの新しい体操をつくりたいという御発言が大臣からあったというふうに新聞で見たところでございます。私もずっとこのラジオ体操をやっておるんですけれども、今まではNHKの第一で朝五時二十分からでしたけれども、今は教育テレビで六時半から放送されております。

そういう時間とか内容の問題もこれから検討されると思いますが、期待をいたしておりますので、いい第三ラジオ体操ができましたようにお願いいたします。そして、私の質問を終わります。

○星野朋市君 最後でございますので、私は簡易保険一点に絞ってお尋ねをいたします。

簡易保険の現在の資金量はどのぐらいござい

○政府委員(足立盛二郎君) 平成九年度末で百五兆七千億円でございます。

○星野朋市君 平成十年は大体どのぐらいになって

○政府委員(足立盛二郎君) 見込みでありますけれども、百一兆七千億円の予定でございます。

○星野朋市君 毎年大体七兆ぐらいつづつ減っている事実は、民間の資金量というのは全体でどの

○政府委員(足立盛二郎君) 民間につきましては

資金量という形では公表されておられませんので、生命保険協会が発表しておりますいわゆる総資産というものがこれに近いのではないかとということと考えております。そういったしますと、平成九年度末で百九十兆一千億円でございます。平成十年

○星野朋市君 そのうち外資系の金額はどのぐら

○政府委員(足立盛二郎君) 外資系のいわゆる片

○星野朋市君 私は、本来、官業は民業の補佐だ

金利、象徴的なのは短資コール市場では手数料を

差し引くとほとんどゼロ%だ。この間もその切

り口から、民間生保の経営の問題というのは相当

厳しいだろうと申し上げました。資料によります

と、簡保の運用利回りは大体四%台、それから民

保の運用利回りが大体二%台で、逆さになって

いると思えます。

それで、日産生命が破綻をして、さらに幾つか

うわさされた生保が辛うじて外国資本との提携で

救われたという事実があるんですけれども、これ

から今の状態が続くとやはり問題になるところが

出てくるんじゃないかと思えます。

生保は残念ながら銀行と違って公的資金の注入

さらに、今ここで簡易保険がいわゆる一病息災という形の新しいものを出した。これは結構な話なんです。民間よりも簡易保険の方が条件的には厳しくないと思えます。

それで、一病息災というのは、先ほどからも御説明が

○国務大臣(野田聖子君) いろいろな理由がござ

まず、この国自体が長寿の国になった、人生八

十年時代になったということ、国民一人一人が

生涯にわたって健康で充実した生活を営むこと

ができるということ、これは国としても非常に重要な政

策課題の一つであるということでもあります。また、

高齢化が急速に進展するわけですから、国民の平

均年齢というものが当然上がってきます。そうなり

ますと、十年前、二十年前に比べていわゆる成人

病と言われるものに罹患されている人口の割合が

当然ふえてきている。高血圧とかそういう慢性疾

患ですが、そういうことであります。

それとあわせて、先ほど足立局長からありま

したけれども、厚生省の調査によると、健康とい

うことはどういうことかというお尋ねをしたところ、以前は全く体に病気がないことと言う人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

く、今では多少病気を抱えている人が多

そこで、その時代に対応するために、従来は簡易保険をお断りしていた慢性疾患に罹患している方にもそういう道を開いていくべきではないかというところで進めているところでございます。

あと、先ほども御質問がありましたけれども、民間生保からも一病息災に対するような保険が出てくるけれども、まだまだマーケットとしては非常に小さくて、国民一般にもそういう一病息災で保険に加入ができるというような考え方が浸透しておりません。できれば郵便局のネットワークを使うことによって、まずは国民の多くの人たちに、そういう時代になって一病息災という保険が官の中にもあり民の中にもあるというような啓蒙、PRができればという気持ちも込めて今回お願いしているところでございます。

○星野朋市君 だから、一病というのとは大体何と何と何か、これを改めておっしゃってください。

○政府委員(足立盛二郎君) 現在のところ、高血圧、それから糖尿病といったいわゆる慢性疾患、生活習慣病と言われるようなものでございます。それに悪性新生物を予定しております。

○星野朋市君 問題は糖尿病なんです。一番多いのは高血圧ということで、糖尿病は二番目になっているんですけども、この二百何万人という数字は糖尿病と判定された人の数字でしょう。糖尿の気があるという、実際にはこれが非常に多いんですね。私も糖尿の気があるというので、十年ぐらい前にこれがだめになっちゃったんです。これが非常に多いんですよ。

それで、問題は、簡易保険は無診査なんです。告知義務はあるけれども無診査なんです。民間ではそうじゃなくて、ちよとした検査をして、気があるものはアウト。その違いでこれが悪用されるおそれはないのかという心配があるんですけれども、どうですか。

○政府委員(足立盛二郎君) 悪用されるおそれはないのかというふうに聞かれますと、そういうことではないというふうに言い切ることはできないわけですが、この保険の仕組みといたしまして

は善意な人たちのいわゆる相互扶助組織であるというところでございます。したがって、現在無診査ということでありましても、私どももいたしましては、まず外務員が面接調査をするというようなこと、それから告知書を提出していただく告知をしていただくというところでございまして、今回、一病息災保険を始める場合には、従来の告知書以上に病気のことにつきまして一定の告知をしていただくように考えておるところであります。

それで、そういう善意な相互扶助組織ではありませんけれども、仮に悪意とか重大な過失によりまして自己の健康状態につきまして事実を告げなかったりあるいは真実でないことを告げて加入してきた場合には簡易生命保険法の三十九条によりまして契約を解除することができるという規定がございまして、現在の簡易保険の仕組みを運用しているところでございます。

○星野朋市君 最後にお聞きしますけれども、この中に一定の症状というのが書かれているんですね。この一定の症状というのは何を基準にしてその言われているのか、この一定の症状というのはどのくらいか、まだ決まっていらないのかどうか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(足立盛二郎君) この一定の症状とはどういう場合なのかということですが、実は簡易保険が無診査であるということからいたしまして、非常に容易に判断できるような症状でなければならぬということであるわけです。そこで、現在、慢性疾患に関する専門家の方々にお集まりいただきまして細かいところを詰めておるところでございますが、私どもの現段階におきまして考え方としては、この一定の症状といえますのは、現に入院していないということがあります。そしてその上で、高血圧症の場合には心電図による異常の指摘がなくとも血圧値も一定の範囲内にコントロールされておること、それから糖尿病の場合でありますインシュリンの投与を受けることなく血糖値が一定値以下にコントロールされて

れていること、また悪性新生物の場合につきましましては根治術を受けた後一定の年数を経過した場合などを考えておるところでございます。

○星野朋市君 終わります。

○委員長(勝木健司君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより本案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正案に反対の討論を行います。本法案に反対する理由は、特定社債への運用拡大は郵政省の積年の願いであつた不動産への運用を特定社債を介する形で事実上解禁するからであります。

公的性格が強い郵貯・簡保資金で不動産投機を行うことには、国民はもとより、大蔵省、歴代の政府でも踏み切れずきたものです。郵貯・簡保が銀行などと違ってバブルの傷を受けなかった大きな要因は不動産投機が禁止されていたからであります。株式市場については、指定単という抜け道をつくり参入し、経済対策の名で株価PKOに動員され、大きな痛手をこうむっていることは質疑で明らかにしたところであります。

特定社債は、本来、不動産などの資産を小口に分けて早期回収を図る性格を持っていますが、政府が実施しようとしているのは、不動産会社や金融機関の抱えるバブルの後始末を国民の資産である郵貯・簡保資金で肩がわりしようとするものにはかなりません。金融ビッグバンを控える金融機関の救済策そのもので、不動産投機に道を開くことにつながることは明白であり、断じて容認できるものではありません。

本法案に反対する第二の理由は、昨年の先物外国為替取引への拡大に続き通貨オプションを追加し、リスクも大きく元本割れもある投機的取引を拡大するものであり、国民の資金を危険にさらすからであります。

郵貯・簡保資金は積立金を確実で有利な方法により公共の利益になるように運用するという郵貯法、簡保運用法の目的に反するこのような運用の拡大は容認できません。

本法案は郵貯・簡保資金の完全自主運用を先取りするものであり、二〇〇一年の金融ビッグパンのために個人資産一千二百兆円のうち三百五十兆円を占める郵貯、簡保の資金を不動産投機、為替相場介入の手だてとして動員する以外の何物でもありません。

しかも、郵貯・簡保資金のこういった運用は国民の信頼を大きく傷つけ、結局は民営化に道を開くことにもつながりかねない重大問題である、このことを指摘して、私の反対討論を終わります。

○委員長(勝木健司君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより順次本案の採決に入ります。

まず、郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(勝木健司君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(勝木健司君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(勝木健司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、高齢者の生活費維持のための預貯金金利引上げに関する請願(第一三三三三号)(第一三三三二号)(第一三四四号)(第一四一八号)

二、土地税制の見直しに関する請願(第一四四二二号)

一、平地山林・屋敷林に対する相続税の納税猶予制度適用に関する請願(第一四四七号)(第一四四八号)

第一三三三三号 平成十一年四月一日受理

高齢者の生活費維持のための預貯金金利引上げに関する請願

請願者 青森県十和田市大字三本木字北平 一四七ノ五八三 中村正志外九名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一三四二二号 平成十一年四月五日受理

高齢者の生活費維持のための預貯金金利引上げに関する請願

請願者 愛知県西春日井郡清洲町土田一ノ九ノ五ノ二ノC 斉藤順子外百九名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一三四四四号 平成十一年四月五日受理

高齢者の生活費維持のための預貯金金利引上げに関する請願

請願者 青森市造道三ノ六ノ二三 須藤昭二外九名

紹介議員 山崎 力君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一四二八号 平成十一年四月六日受理

高齢者の生活費維持のための預貯金金利引上げに関する請願

請願者 三重県四日市市富田一ノ一五ノ一 一井上圓

紹介議員 平田 耕一君

この請願の趣旨は、第九二五号と同じである。

第一四四二二号 平成十一年四月六日受理

土地税制の見直しに関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 三宮佳一

紹介議員 吉川 芳男君

住宅建設は景気刺激効果が高いこともあり、土地取引の活性化を推進することが求められているが、長期にわたる地価下落にもかかわらず依然として不動産流通や住宅建設の状況は低下傾向が続いており、バブル期に講じられた地価抑制などの措置もその一因といわれている。

ついで、土地流動化や住宅建設を促進し経済不況から脱却するため、土地税制について抜本的な見直しを早期に行われたい。

第一四四七号 平成十一年四月七日受理

平地山林・屋敷林に対する相続税の納税猶予制度適用に関する請願

請願者 埼玉県川越市新宿町一ノ一ノ一六 いるま野農業協同組合代表理事組 合長 小岩井喜和雄外三万四千四百四十六名

紹介議員 佐藤 泰三君

昨今の農地保有コストの増大等は都市農家の担税力を超えるものであり、農業の存続は困難な状況にある。特に農家の相続における平地山林・屋敷林に対しての相続税は非常に高額なため、手放さざるを得ない状況にあり、生産農家は将来の農業経営・農家経済の不安から生産意欲を失いつつある。その結果、平地山林・屋敷林の崩壊・農業崩壊につながり、都市農業の存立を危うくしている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、平地山林・屋敷林に対し相続税の納税猶予制度を適用すること。

第一四四八号 平成十一年四月七日受理

平地山林・屋敷林に対する相続税の納税猶予制度適用に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川二ノ二四ノ二 五 市川俊一外三万名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

平成十一年四月三十日印刷

平成十一年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F